

厚 沢 部 町 地 域 防 災 計 画

令和5年3月

厚 沢 部 町 防 災 会 議

用語

本計画に使用する用語等は、次による。

標 記	説 明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
町防災会議	厚沢部町防災会議
防災関係機関	厚沢部町防災会議条例（昭和38年条例第3号）第3条に定める委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	基本法第8条第2項第15項に定める高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	基本法第49の10第1項に定める要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
複合災害	同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
避難場所	指定緊急避難場所、指定避難所等、町民が災害から身を守るために避難する場所
水防管理団体	水防法第2条第1項に定める水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合
指定水防管理団体	水防法第4条に定める水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの
水防管理者	水防法第2条第2項に定める水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者
水防団	水防法第6条に規定する水防団
量水標管理者	水防法第2条第6項、第10条第3項に定める量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者

標 記	説 明
水防協力団体	水防法第36条第1項に定める法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体
水防警報	水防法第2条第7項、第16条に定める国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう
水防団待機水位 （通報水位）	洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう
はん濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は（警戒水位）高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。
避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の（特別警戒水位）発生を特に警戒すべき水位、市長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）。
はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画推進に当たっての基本となる事項	2
第3節 計画の修正事項	3
第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
1 指定地方行政機関	4
2 自衛隊(第28普通科連隊)	5
3 北海道(檜山振興局)	5
4 北海道教育委員会(檜山教育局)	5
5 北海道警察	5
6 檜山広域行政組合厚沢部消防署	5
7 厚沢部町	6
8 指定公共機関	6
9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	7
第5節 町の地勢と災害の概要	8
1 自然的条件	8
2 過去の災害記録	9
第6節 町民及び事業者の基本的責務等	10
1 町民の責務	10
2 事業者の責務	11
3 町民及び事業者による地区の防災活動推進	12
4 町民運動の展開	12
第2章 防災組織	13
第1節 防災会議	13
1 構成	13
2 運営	13
第2節 災害対策連絡本部	14
1 設置	14
2 組織	14
3 任務	15
4 廃止	15
第3節 災害対策本部	16
1 設置	16
2 組織	17
3 任務	17
4 設置場所	17

5 廃止の時期	17
6 設置及び廃止の公表	17
7 対策本部会議	17
第4節 動員計画	19
1 配備基準	19
2 配備体制	20
3 伝達系統	21
4 伝達の方法	21
5 職員の非常登庁	21
6 町長の職務の代理	22
7 災害救助法に基づく各班の事務分担	22
8 災害発生時の職員の初動体制の強化	22
第5節 住民組織等の活用	23
1 町内会・住民組織	23
2 民間組織	23
第6節 気象警報等の伝達計画	24
1 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等	24
2 気象予報（注意報を含む）、警報等の伝達	37
第7節 異常現象発見時における措置	42
1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）	42
2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）	42
3 町長の通報（基本法第54条第4項）	42
4 住民に対する周知徹底	42
第3章 災害予防計画	43
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	43
1 実施責任者	43
2 配慮すべき事項	44
3 普及・啓発及び教育の方法	45
4 普及・啓発及び教育を要する事項	45
5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発 及び教育の推進	46
6 普及・啓発の時期	46
第2節 町民の心得	47
1 家庭における措置	47
2 地域における措置	49
3 事業所における措置	50
第3節 重要警戒区域	52
1 水防区域	52
2 土砂災害（特別）警戒区域等	52

3	危険物給油取扱所	52
4	危険物施設等を所有する事業所	52
第4節	防災訓練計画	53
1	訓練実施機関	53
2	訓練の実施種目及び内容	53
3	相互応援協定に基づく訓練	54
4	民間団体等との連携	54
5	複合災害に対応した訓練の実施	54
第5節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	55
1	町民等による自己備蓄	55
2	町の備蓄	61
3	防災資機材の整備	62
4	備蓄倉庫等の整備	62
第6節	相互応援（受援）体制整備計画	63
1	基本的な考え方	63
2	相互応援（受援）体制の整備	63
3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	64
第7節	避難体制整備計画	65
1	避難誘導體制の構築	65
2	指定緊急避難場所の確保等	66
3	指定避難所の確保	68
4	町における避難計画の策定等	69
5	防災上重要な施設の管理等	71
6	公共用地等の有効活用への配慮	71
第8節	自主防災組織の育成等に関する計画	72
1	自主防災組織の育成指導	72
2	自主防災組織の編成	72
3	自主防災組織の活動	73
第9節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	76
1	安全対策	76
2	福祉施設等の対策	79
3	在宅者対策	80
4	病院入院患者等対策	80
5	外国人に対する対策	80
6	多様な手段の活用による情報伝達	80
7	避難行動要支援者の避難支援	81
8	避難行動要支援者の個人情報に対する配慮	82
第10節	情報収集・伝達体制整備計画	84

1 防災会議構成機関	84
2 町、道及び防災関係機関	84
第11節 消防計画	86
1 消防体制の整備	86
2 消防力の整備	86
3 消防職員及び消防団員の教育訓練	87
4 広域消防応援体制	87
第12節 建築物災害予防計画	88
1 予防対策	88
2 がけ地に近接する建築物の防災対策	88
第13節 水害予防計画	89
1 予防計画	89
2 水防計画	90
第14節 風害予防計画	91
1 予防計画	91
第15節 雪害予防計画	92
1 町道の交通確保	92
2 除雪機械（厚沢部町所有）	92
3 消防対策	92
4 孤立予想地域及び医療助産対策	92
5 なだれ防止策	92
6 建造物雪害対策	93
7 町の対策	93
第16節 融雪災害予防対策	94
1 気象情報及び積雪状況の把握	94
2 水防区域等の警戒	94
第17節 土砂災害予防計画	96
1 予防対策	96
2 土砂災害（特別）警戒区域の周知	96
3 土砂災害（特別）警戒区域の警戒避難体制の整備	96
4 避難指示等発令基準	96
5 要配慮者への支援	96
6 避難及び援助	97
7 形態別予防計画	97
第18節 積雪・寒冷対策計画	99
1 積雪対策の推進	99
2 避難救出措置	99
3 交通の確保	99

4	雪に強いまちづくりの推進	100
5	寒冷対策の推進	100
第19節	複合災害に関する計画	102
1	予防対策	102
第20節	業務継続計画の策定	103
1	業務継続計画（BCP）の策定	103
2	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	103
第4章	災害応急対策計画	105
第1節	災害情報収集・伝達計画	105
1	情報及び被害状況報告の収集、連絡	105
第2節	災害通信計画	109
1	通信手段の確保等	109
2	電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等	109
3	諸機関の連絡先	109
4	専用通話施設及び各機関の無線施設による通信	109
5	通信途絶時等における措置	110
第3節	災害広報・情報提供計画	111
1	災害広報及び情報等の提供の方法	111
2	安否情報の提供	112
第4節	避難対策計画	114
1	避難実施責任者及び措置内容	114
2	避難措置における連絡、助言、協力及び援助	115
3	避難指示等の周知	116
4	避難指示の判断基準	118
5	避難方法	121
6	避難行動要支援者の避難行動支援	121
7	避難路及び避難場所等の安全確保	122
8	被災者の受入れ及び生活環境の整備	122
9	指定緊急避難場所の開設	123
10	指定避難所の開設	123
11	避難場所リスト及び避難者名簿の作成	125
12	避難場所の機能	125
13	避難場所の運営管理等	126
14	在宅避難	135
15	広域避難	135
16	広域一時滞在	136
17	迅速な避難を開始するために	138
18	避難場所一覧	140

第5節 応急措置実施計画	141
1 町の実施する応急措置	141
2 警戒区域の設定	141
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	143
1 災害派遣要請	143
2 派遣活動	143
3 派遣要請先	144
第7節 広域応援・受援計画	145
1 町、北海道、国間の応援・受援活動	145
2 道から他の都府県に対する応援の要請等	146
3 道から指定行政機関等に対する応援の要求	146
4 他の都府県等からの応援要求への対応	147
5 消防機関	147
第8節 ヘリコプター等活用計画	148
1 基本方針	148
2 ヘリコプター等の活動内容	148
3 ヘリコプター等保有機関の活動等	148
4 ヘリコプター等保有機関の活動体制	149
5 町の対応等	149
第9節 救助救出計画	150
1 実施責任	150
2 救助救出活動	150
3 救出に必要な機械器具	150
第10節 医療救護計画	151
1 基本方針	151
2 医療救護活動の実施	151
3 輸送体制の確保	152
4 医薬品等の確保	152
5 臨時の医療施設に関する特例	152
第11節 防疫計画	153
1 実施責任	153
2 防疫班等の編成	153
3 検水班の編成	153
4 感染症の予防	153
5 避難場所の防疫指導	155
6 家畜防疫	156
7 防疫に必要な資器材の保管場所等	156
第12節 災害警備計画	157

1	災害警備体制の確立	157
2	応急対策の実施	157
3	事前措置に関する事項	157
4	応急措置に関する事項	158
5	災害時における交通規制に関する事項	158
第13節	交通応急対策計画	159
1	交通応急対策の実施	159
2	道路の交通規制	160
3	緊急輸送道路ネットワーク計画	163
第14節	輸送計画	165
1	実施責任者	165
2	輸送の範囲	165
3	道路輸送	165
4	空中輸送	165
第15節	食料供給計画	166
1	実施責任	166
2	食料の供給	166
3	炊き出し計画	167
第16節	給水計画	168
1	実施責任	168
2	補給水利の種別、供給	168
3	給水の方法	168
4	応急給水用資器材の確保	169
5	給水施設の応急復旧	169
6	応援の要請	169
第17節	衣料、生活必需物資供給計画	170
1	実施責任者	170
2	支給又は貸与の対象者	170
3	支給又は貸与の方法	170
4	義援金品の取扱い	171
5	物資の調達	171
第18節	石油類燃料供給計画	172
1	実施責任者	172
2	石油類燃料の調達	172
第19節	電力応急計画	173
第20節	上下水道施設対策計画	174
1	上水道	174
2	下水道	174

第21節 応急土木対策計画	176
1 災害の原因及び被害種別	176
2 応急土木復旧対策	176
第22節 被災宅地安全対策計画	178
1 危険度判定の実施の決定	178
2 危険度判定の支援要請	178
3 判定士の業務	178
4 危険度判定実施本部の業務	178
5 事前準備	179
第23節 住宅対策計画	181
1 実施責任	181
2 実施の方法	181
3 資材等のあっせん、調達	184
4 住宅の応急復旧活動	184
第24節 障害物除去計画	185
1 実施責任	185
2 担当対策部	185
3 障害物除去の対象	185
4 障害物除去の方法	185
5 除去した障害物の集積場所	185
6 放置車両の除去	186
7 除去に必要な機械器具の種別、数量、所管	186
第25節 文教対策計画	187
1 実施責任者	187
2 応急対象実施計画	188
3 学用品の調達及び支給	189
4 文化財の保全対策	190
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	191
1 実施責任	191
2 実施の方法	191
第27節 家庭動物等対策計画	193
1 家庭動物等の取扱い	193
2 同行避難	193
第28節 応急飼料計画	194
1 実施責任	194
2 実施の方法	194
第29節 廃棄物等処理計画	195
1 実施責任	195

2 廃棄物等の処理方法	195
第30節 防災ボランティアとの連携計画	197
1 ボランティア団体・NPOの協力	197
2 ボランティアの受入れ	197
3 ボランティア団体・NPOの活動	197
4 ボランティア活動の環境整備	198
第31節 労務供給計画	199
1 実施責任者	199
2 労務者雇用の範囲	199
3 供給の方法	199
4 賃金及びその他の費用負担	199
第32節 職員派遣計画	200
1 要請権者	200
2 要請手続等	200
3 派遣職員の身分取扱	200
4 災害派遣手当の基準	201
第33節 災害救助法の適用と実施	202
1 実施体制	202
2 救助法の適用基準	202
3 救助法の適用手続き	203
4 救助の実施と種類	203
5 基本法と救助法の関連	204
第5章 地震・津波対策計画	205
第1節 災害予防計画	205
1 町民の心構え	205
2 地震に強いまちづくり推進計画	208
3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	210
4 防災訓練	210
5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	210
6 相互応援（受援）体制整備計画	211
7 自主防災組織の育成等に関する計画	211
8 避難体制整備計画	211
9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	211
10 津波災害予防計画	211
11 火災予防計画	211
12 危険物等災害予防計画	212
13 建築物等災害予防計画	214
14 土砂災害の予防計画	215

15	液状化災害予防計画	215
16	積雪・寒冷対策計画	216
17	業務継続計画の策定	216
18	複合災害に関する計画	216
第2節 災害応急対策計画		217
1	応急活動体制	217
2	災害情報等収集、伝達計画	217
3	災害広報・情報提供計画	218
4	避難対策計画	218
5	救助救出計画	218
6	地震火災等対策計画	218
7	津波災害応急対策計画	219
8	災害警備計画	220
9	交通応急対策計画	220
10	輸送計画	220
11	ヘリコプター等活用計画	220
12	食料供給計画	220
13	給水計画	220
14	衣料・生活必需物資供給計画	220
15	石油類燃料供給計画	220
16	生活関連施設対策計画	220
17	医療救護計画	222
18	防疫計画	222
19	廃棄物等処理計画	223
20	家庭動物等対策計画	223
21	文教対策計画	223
22	住宅対策計画	223
23	被災建築物安全対策計画	223
24	被災宅地安全対策計画	223
25	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	223
26	障害物除去計画	224
27	広域応援・受援計画	224
28	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	224
29	防災ボランティアとの連携計画	224
30	災害救助法の適用と実施	224
第6章 水防計画		225
第7章 事故災害対策計画		227
第1節 道路災害対策計画		227

1 基本方針	227
2 災害予防	227
3 災害応急対策	228
第2節 危険物等災害対策計画	233
1 基本方針	233
2 危険物の定義	233
3 災害予防	234
4 災害応急対策	237
第3節 大規模な火事災害対策計画	241
1 基本方針	241
2 災害予防	241
3 災害応急対策	243
4 災害復旧	245
第4節 林野火災対策計画	246
1 基本方針	246
2 予防対策	246
3 応急対策	248
第5節 大規模停電災害対策計画	251
1 基本方針	251
2 災害予防	251
3 災害応急対策	252
第8章 災害復旧・被災者援護計画	257
第1節 災害復旧計画	257
1 実施責任者	257
2 復旧事業計画	257
3 災害復旧予算措置	258
4 激甚災害に係わる財政援助措置	258
第2節 被災者援護計画	259
1 罹災証明書の交付	259
2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	259
3 融資・貸付等による金融支援	261

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び厚沢部町防災会議条例（昭和38年条例第3号）第2条第1項の規定に基づき、厚沢部町防災会議が作成する計画であり、厚沢部町の地域に係る防災に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧などの災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関及びその他の公共的団体の責務を明確にするとともに、その機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

1. 本町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
2. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
3. 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
4. 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給など災害応急対策に関すること
5. 災害復旧に関すること
6. 防災訓練に関すること
7. 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
2. 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。
3. 災害発生時は、町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
5. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第3節 計画の修正事項

厚沢部町地域防災計画は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく乖離したとき
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
3. 新たな計画を必要とするとき
4. 防災基本計画の修正が行われたとき
5. その他厚沢部町防災会議会長が必要と認めたとき

前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

厚沢部町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

1 函館開発建設部江差道路事務所

- (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。
- (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。
- (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
- (5) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。
- (6) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

2 函館地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

3 北海道森林管理局檜山森林管理署

- (1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。
- (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。
- (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。
- (4) 災害時における地方公共団体等の要請があつた場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

4 北海道総合通信局

- (1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。
- (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

2 自衛隊(第28普通科連隊)

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 北海道(檜山振興局)

- (1) 道防災会議の事務に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。
- (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

4 北海道教育委員会(檜山教育局)

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

5 北海道警察

- (1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害情報の収集に関すること。
- (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。
- (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (6) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (7) 広報活動に関すること。
- (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

6 檜山広域行政組合厚沢部消防署

- (1) 町長の要請または独自の判断に基づく予防対策及び事前措置に関すること。
- (2) 被害の拡大防止、災害の鎮圧等の直接的業務に関すること。
- (3) 住民の避難誘導及び人命救助等に関すること。

7 厚沢部町

1 町長部局

- (1) 町防災会議に関する事務を行うこと。
- (2) 町災害対策本部の設置及び組織運営に関すること。
- (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。
- (4) 自主防災組織の充実を図ること。
- (5) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。
- (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- (7) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
- (8) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集報告に関すること。

2 厚沢部町国民健康保険病院

- (1) 災害時における救護班の編成、町長の指示・命令による被災者の収容、治療及び助産等の業務に関すること。
- (2) 救急医療対策本部が設置された場合の医療班の編成、救急医療活動の実施に関すること。

3 厚沢部町教育委員会

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護、応急教育を実施すること。
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
- (3) 避難等に係わる町立学校施設の使用に関すること。

8 指定公共機関

1 厚沢部、鶉、館郵便局

- (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。
- (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。
- (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。

2 東日本電信電話株式会社北海道事業部

- (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

3 北海道電力株式会社江差営業所・北海道電力ネットワーク（株）

- (1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。
- (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合・農業共済組合・森林組合

- (1) 共済金支払いの手続を行うこと。
- (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。
- (3) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。

2 厚沢部土地改良区

- (1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。
- (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。

3 商工会

- (1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。

4 建設協会

- (1) 災害時における応急復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動の協力に関すること。

5 運送事業者

- (1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。

6 婦人団体

- (1) 災害時において要請に応じ被災者に対する炊き出し等、救護対策の協力に関すること。

7 危険物関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

第5節 町の地勢と災害の概要

1 自然的条件

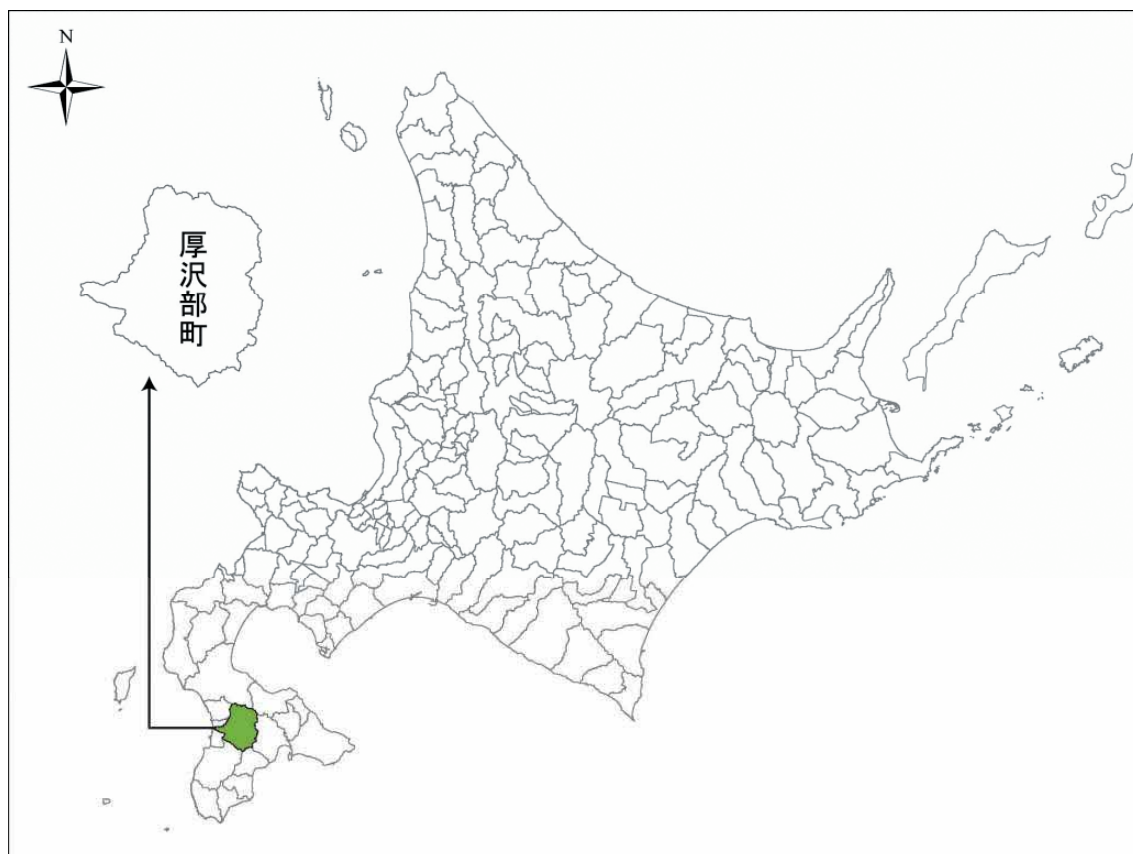
1 位置及び面積

厚沢部町は、北海道の南端、渡島半島の日本海に面した檜山振興局の南部に位置し、北西は乙部町、南西は江差町・上ノ国町、東は北から順に八雲町、森町、北斗市、木古内町と接し、函館市から約57kmの距離に位置している。

(1) 厚沢部町役場の位置

所在地	檜山郡厚沢部町新町
電話番号	0139-64-3311

(2) 厚沢部町の位置



2 地勢

厚沢部町の広さは、東西29.42km、南北27.08kmで面積460.58km²を有する。

三方が山林に囲まれ、西方は次第に低く北斗市界に源を発する厚沢部川は流路延長43.5kmで東から西に流れ、日本海に注いでいる。支流には安野呂川、糠野川、鶉川のほか扇状に広がる小河川があり、流域の平坦地及びその背後の丘陵地を農耕地としている。

3 気象

気象は比較的温暖で、降水量は年間1,300mm程度で8～9月にやや多い。根雪は12月、3月下旬に融雪期を迎える。鶉観測所（アメダス）観測による本町の気象データの平年値を見ると、年平均気温は8.2℃、最高気温は8月に25.8℃、最低気温は1月に-8.7℃を記録している。

資料3－1 町の気象概況

2 過去の災害記録

本町で過去に発生した災害の主なものは、資料編3－2に示すとおりである。

資料3－2 町の災害記録

第6節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水を始めとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

- (5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の発動があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者を始めとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じ、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧

(7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 町民及び事業者による地区の防災活動推進

1. 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
2. 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区との連携に努めるものとする。
3. 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画の作成に努めるものとする。
4. 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
5. 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者を始め、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

防災期間名	期間
防災の日	9月1日
防災週間	防災の日を含む1週間
水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
津波防災の日	11月5日
防災とボランティアの日	1月17日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日

第2章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

基本法第16条の規定に基づき、厚沢部町防災会議を設置し、その構成及び運営は次のとおりである。

1 構成

厚沢部町防災会議は、町長を会長とし厚沢部町防災会議条例第3条第5項の規定により、町長が任命した者を委員として組織し、その構成は資料1-1に示すとおりである。

資料1-1 防災会議の組織

2 運営

厚沢部町防災会議条例（昭和38年条例第3号）等の定めるところによる。

資料9-1 厚沢部町防災会議条例

資料9-2 厚沢部町防災会議運営規程

第2節 災害対策連絡本部

1 設置

町長は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策連絡本部設置基準	
風水害	ア 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 イ 住家の床上浸水又は全半壊等の被害、人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ウ 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 エ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
土砂災害	ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
地震・津波	ア 町内に震度5弱・5強の地震が発生したとき。 イ 北海道日本海沿岸南部に「津波警報」が発表されたとき。 ウ 町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
雪害	ア 住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 イ 孤立集落、避難者の発生等により、応急対策が必要なとき。 ウ 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
道路災害	ア 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 イ 事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
危険物等災害	ア 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模災害	ア 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	ア 消火活動の難航が予想されるとき。 イ 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模停電災害	ア 人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

2 組織

連絡本部の組織は災害対策本部に準じる。

3 任務

連絡本部の任務は災害対策本部の任務分担に準じる。

4 廃止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、連絡本部を廃止する。

また、町長は、基本法第23条の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、連絡本部を廃止する。

第3節 災害対策本部

町長は本町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置する。

1 設置

町長は、災害時、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じ、基本法第23条の2の規定に基づいて災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応が取れるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

災害対策本部設置基準	
風水害	ア 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 イ 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ウ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 エ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
土砂災害	ア 土砂災害が発生または切迫しているとき。
地震・津波	ア 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 イ 北海道日本海沿岸南部に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 ウ 町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
雪害	ア 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 イ 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ウ 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 エ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
道路災害	ア 被害が大規模なとき。 イ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	ア 被害が大規模なとき。 イ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模災害	ア 被害が大規模なとき。 イ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	ア 火災の消火活動が難航しているとき。 イ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	ア 人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。

2 組織

災害対策本部の組織は資料編1－2のとおりとする。

資料1－2 災害対策本部の組織

3 任務

災害対策本部の事務分掌は、資料編1－3のとおりとする。

資料1－3 災害対策本部の各部所掌業務

4 設置場所

災害対策本部は、原則として本庁舎に設置する。

5 廃止の時期

次に該当する場合、災害対策本部を廃止するものとする。

1. 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。
2. 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

6 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置したときは、直ちに対策本部員、厚沢部町防災会議構成機関、檜山振興局、所轄警察署、消防機関、報道関係機関及び地域住民に対し、電話又は広報車等適宜な方法により周知するとともに本部標識を掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準じる。

7 対策本部会議

対策本部員会議は、対策本部長、副本部長及び各対策部長、副部長をもって構成し、本部長が議長をつとめ、災害対策本部の基本的事項について協議することとし、協議事項は次のとおりとする。

協議事項
ア 応急対策への指示 イ 各対策部間の調整事項の指示 ウ 他市町村応援要請の要否 エ 自衛隊災害派遣要請の要否 オ 災害救助法適用申請の要否 カ 被害状況視察隊編成の決定 キ 被害者に対する見舞金品給付の決定 ク 次回本部員会議開催予定日時の決定

資料 9－3 厚沢部町災害対策本部条例

第4節 動員計画

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の被害の程度によって本部に配備体制を整えるものとし、その配備基準は次のとおりとする。なお、本部が設置されない場合においても、この基準に準じた体制を整えるものとする。

1 配備基準

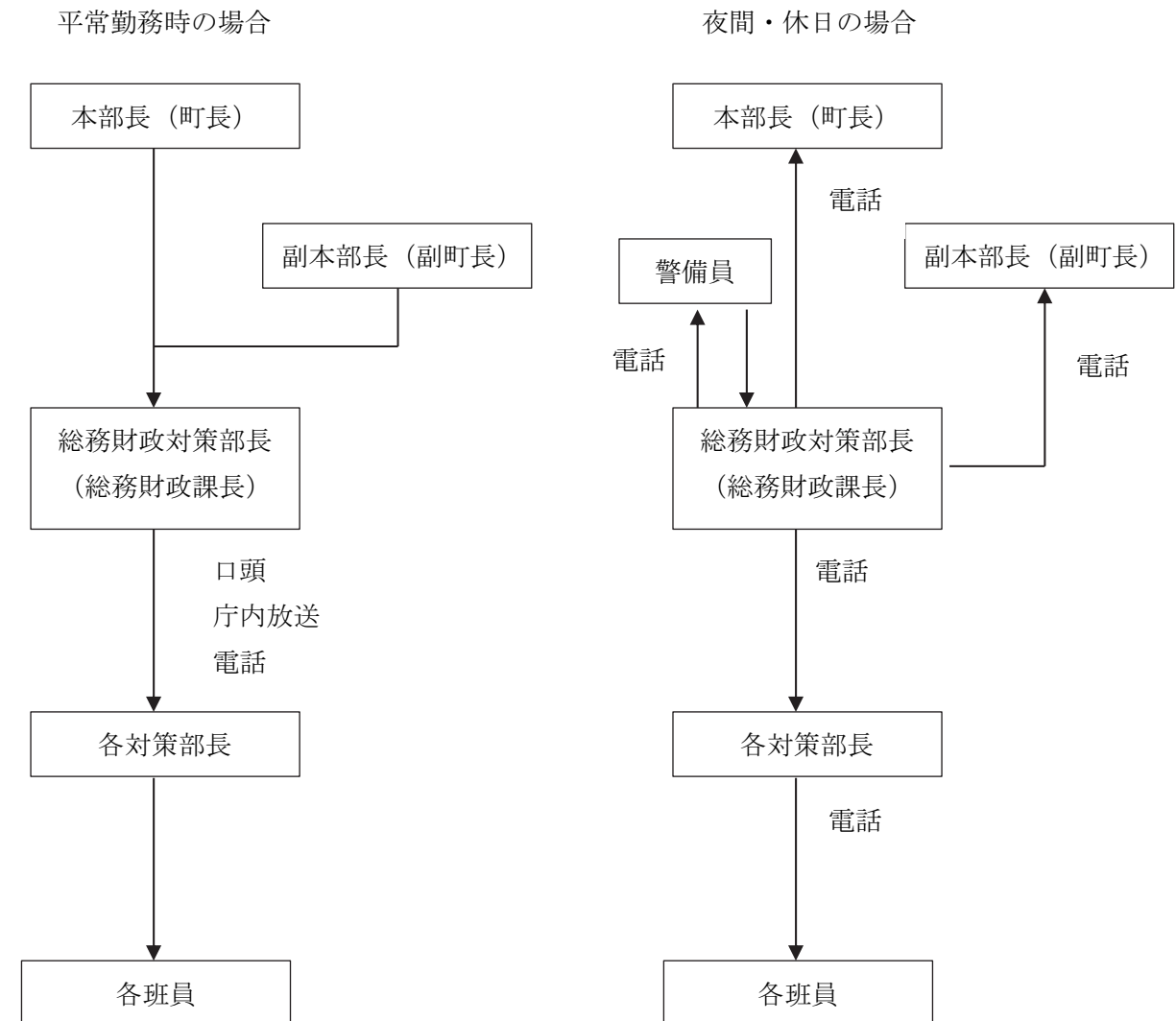
配備区分	配備体制	配 備 時 期	配 備 内 容
災害対策連絡本部の設置前	第一非常配備	ア 気象情報等により災害の発生が予想されるとき、または気象警報を受けたとき。 イ 町内に震度4の地震が発生したとき。 ウ 北海道日本海沿岸南部に「津波注意報」が発表されたとき。 エ その他、本部長が当該配備を必要と認めたとき。	情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第二非常配備に移行し得る体制を整えておくこととする。
災害対策連絡本部の設置後	第二非常配備	災害対策連絡本部設置基準による。	災害の発生とともに、関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動ができる体制とする。
災害対策本部の設置後	第三非常配備	災害対策本部設置基準による。	災害対策本部職員全員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処置を講じ災害の拡大を防ぐとともに被災者の救護を実施する。また、特別警報を受けた場合には、非常に危険な状況であり、直ちに最善を尽くして身を守るように住民へ呼びかける。

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 配備体制

配備基準	出動する対策部	配備要員
第一配備	総務財政対策部	総務財政課長、情報管理係、その他課長の指定した職員
	保健福祉対策部	保健福祉課長、その他課長の指定した職員
	建設水道対策部	建設水道課長、その他課長の指定した職員
	農林対策部	農林課長、農村整備係、その他課長の指定した職員
第二配備	総務財政対策部	総務財政課長以下総務財政課職員全員、会計管理者、議会事務局長
	住民税務対策部	住民税務課長、係長職相当以上の職員、その他課長の指定した職員
	農林対策部	農林課長、係長職相当以上の職員、その他課長の指定した職員
	保健福祉対策部	保健福祉課長、係長職相当以上の職員、その他課長の指定した職員
	建設水道対策部	建設水道課長、係長職相当以上の職員、その他課長の指定した職員
	教育対策部	教育長、事務局長、係長職相当以上の職員、その他教育長の指定した職員
第三配備	医療対策部	病院長、副院長、師長、事務長、係長職相当以上の職員、その他院長の指定した職員
	全対策部	対策本部職員全員

3 伝達系統



4 伝達の方法

平常執務時においては庁内放送及び電話等で行い、夜間休日においては電話等により行うものとし、この細部にわたる方法順序等は各対策部長が定めておくこととする。

5 職員の非常登庁

災害対策本部職員は、勤務時間外において登庁の指示を受けたとき又は、災害が発生もしくはは発生のおそれがある情報を察知したとき、並びに災害の状況により所属の長と連絡し、あるいは自らの判断により登庁もしくは、常に登庁体制を整えるものとする。

6 町長の職務の代理

災害対策(連絡)本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

7 災害救助法に基づく各班の事務分担

災害救助法が適用されたときは、町長は知事の補助機関として災害対策本部の各班事務分担により事務を行うものとする。

8 災害発生時の職員の初動体制の強化

災害の発生が迫っている場合や災害発生直後における職員の迅速・的確な初動体制を明確にするために、職員の災害時における初動体制や心構えを明記した「災害時職員初動マニュアル」(以下、「マニュアル」)の策定を推進し、初動体制を整えるものとする。マニュアルには、組織体制や時系列での応急活動の内容、留意事項等を記載するとともに、基本的な対応をチェックリスト化し、体制の強化を図るものとする。

なお、マニュアルの課題を抽出するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた内容の改善について検討するものとする。

第5節 住民組織等の活用

1 町内会・住民組織

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、町内会・女性団体等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

1. 避難場所内の奉仕及び被災者の世話
2. 応急炊きだし
3. 義援金品の募集及び整理
4. 救援物資の支給、飲料水の供給、清掃及び防疫の奉仕
5. その他救助活動で町長が協力を求めた事項

資料1－4 住民組織

2 民間組織

災害応急措置に当たっては、災害協定を締結している団体に対し、協力を要請する。

資料10 協定

第6節 気象警報等の伝達計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次に定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等

1 厚沢部町の予報区

細分区域	細分区域名称
府県予報区	渡島・檜山地方
一次細分区域	檜山地方
二次細分区域	厚沢部町
市町村等をまとめた地域	檜山南部

（1）府県予報区

北海道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区气象台担当）と7つの府県予報区に分かれて設定されている。

（2）一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により、府県予報区を分割して設定する。なお、北海道において、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

（3）二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある（市町村を分割して設定している二次細分区域（二次細分区域の欄中＊を付した名称が該当）の区域は別表に示す）。

二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする。

(4) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

2 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

3 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

4 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒 レベル	状況	住民が 取るべき行動	行動を促す 情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に 関する情報	高潮に 関する情報
5 相当	災害発生 又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず実施するものではない)	水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布 ^{※1})	水位情報が ない場合 (下段：洪水警報 の危険度分布)	内水氾濫に 関する情報	土砂災害に 関する情報 (下段：土砂災害の 危険度分布)	高潮に 関する情報
				氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報（浸水害） ^{※2} 危険度分布：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫)	高潮氾濫発生情報 ^{※3}	
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~								
4 相当	災害の おそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の改正法改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫 危険情報 (水位周知下水道 において発表 される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
				氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報	
3 相当	災害の おそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	危険度分布：赤 (警戒)			
				氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)		
2 相当	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報				危険度分布：黄 (注意)	
1 相当	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相応の情報、他、暴風、日没の時刻、地盤や堤防・門等の状況に関する情報などを総合的に判断し、避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人にも、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段赤字：危険性が甚まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報）  
下段黒字：地震、地盤、河川などの危険な状況により状況が把握されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせて、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報）  
下段細字：常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

## 5 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

## キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。       「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。     「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。     「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。     「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。       「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。     「危険」（紫）：周囲の状況を確認し、各自の判断で、屋内の浸水が及ばない階に移動する。     「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。     「注意」（黄）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダー

	パスには近づかないようにする。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。       ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。     ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。     ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。     ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

## 6 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにい

				る人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であり、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なため行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

## 7 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉 [発表される津波の高さの値は、本項6「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さが発表される。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表され、津波が到達中であることが伝えられる。

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報 (特別警報)	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で 大津波警報（特別警報） 又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点 （沿岸から100 km以内にある沖 合の観測点）において数値の発表 基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

## 8 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 9 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報(以下これを「津波警報等」という)を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

## 10 緊急地震速報

### （1）緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大の震度が5弱以上または、最大の長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域及び長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または、長周期地震動階級4の揺れを予想した場合の緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

### （2）緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（以下、「NHK」という。）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（以下、「J-ALERT」という。）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受

信機を含む。)等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

#### 地震活動に関する解説資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度をめどに、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動などより詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況概要	・定期（毎週金曜日）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）より引用

## 1 1 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表に掲げる種類ごとに、同表の一般の利用に適合する警報及び注意報により代行する。

水防活動の利用に 適合する注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報（大津波警 報）	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

## 1 2 警報・注意報発表基準

気象庁が発表する警報・注意報発表基準は、資料編3-3のとおりである。

### 資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表

## 1 3 気象情報等

### （1）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方）で、2日先から

5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## （2）地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

## （3）台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対し、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

## （4）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

## （5）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

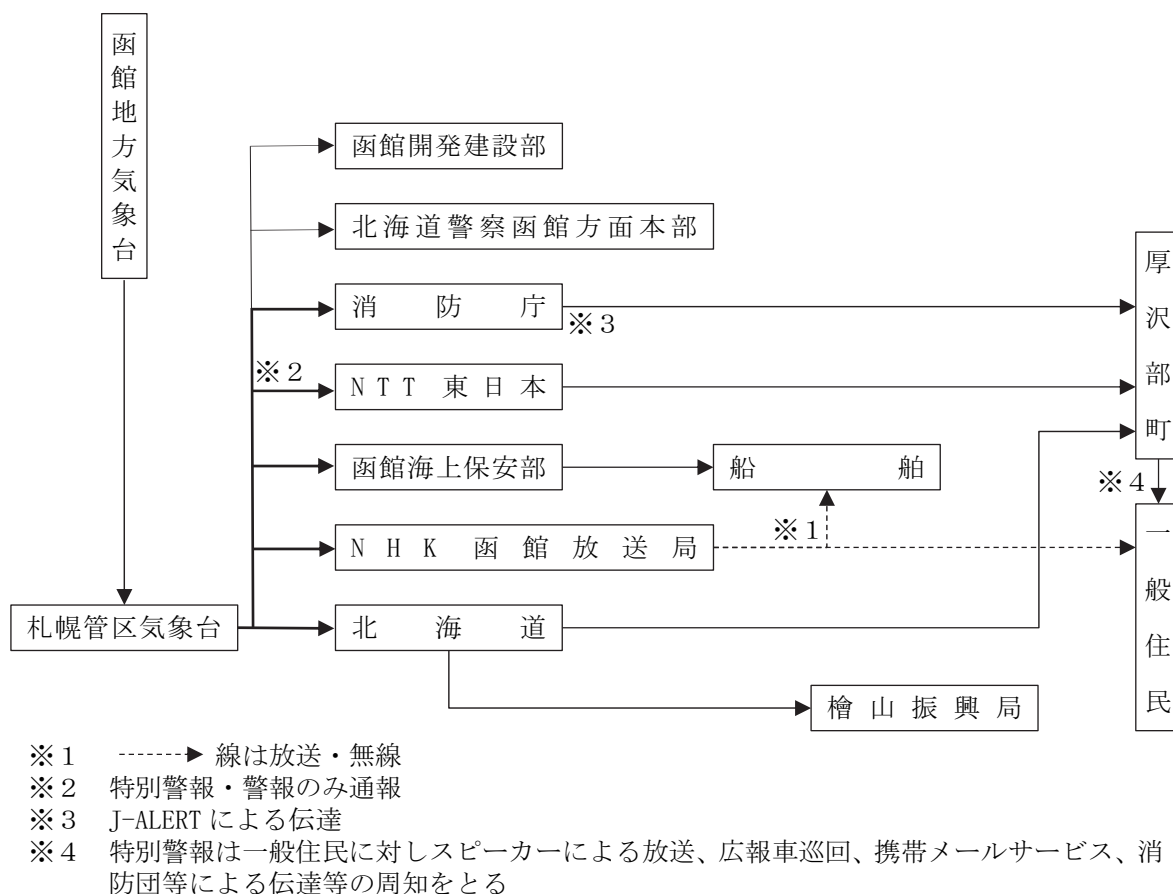
## 2 気象予報（注意報を含む）、警報等の伝達

### 1 特別警報・警報・注意報の伝達

#### （1）伝達の方法及び系統

函館地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の伝達は、次に定めるところによる。

特別警報、警報、気象予報（注意報を含む）並びに情報等伝達系統図



#### （2）注意報及び警報等の収受、周知責任者

- ア 特別警報、警報及び注意報、災害情報等の収受及び周知の責任者は、総務財政課長とする。
- イ 総務財政課長は前項の通知を受理したときは、必要に応じ関係各課長及び関係機関に通知するものとする。
- ウ 夜間、休日等の特別警報、警報及び注意報の取扱いは、夜警員及び当直者が収受し、直ちに周知責任者に連絡し、その指示を受けるものとする。
- エ 予警報の収受及び伝達または通知を行った場合は「特別警報・警報・注意報等受理票」で整理記録する。

## 特別警報・警報・注意報等受理票

町長		副町長		課長		係長		係	
年    月    日    時    分 受信    1 防災無線 2 一般電話									
発 信 者					受 信 者				
警報等の種別					発 表 時 刻		時            分		
受 理 事 項									
	-----								
	-----								
	-----								
処 理 て ん 末									

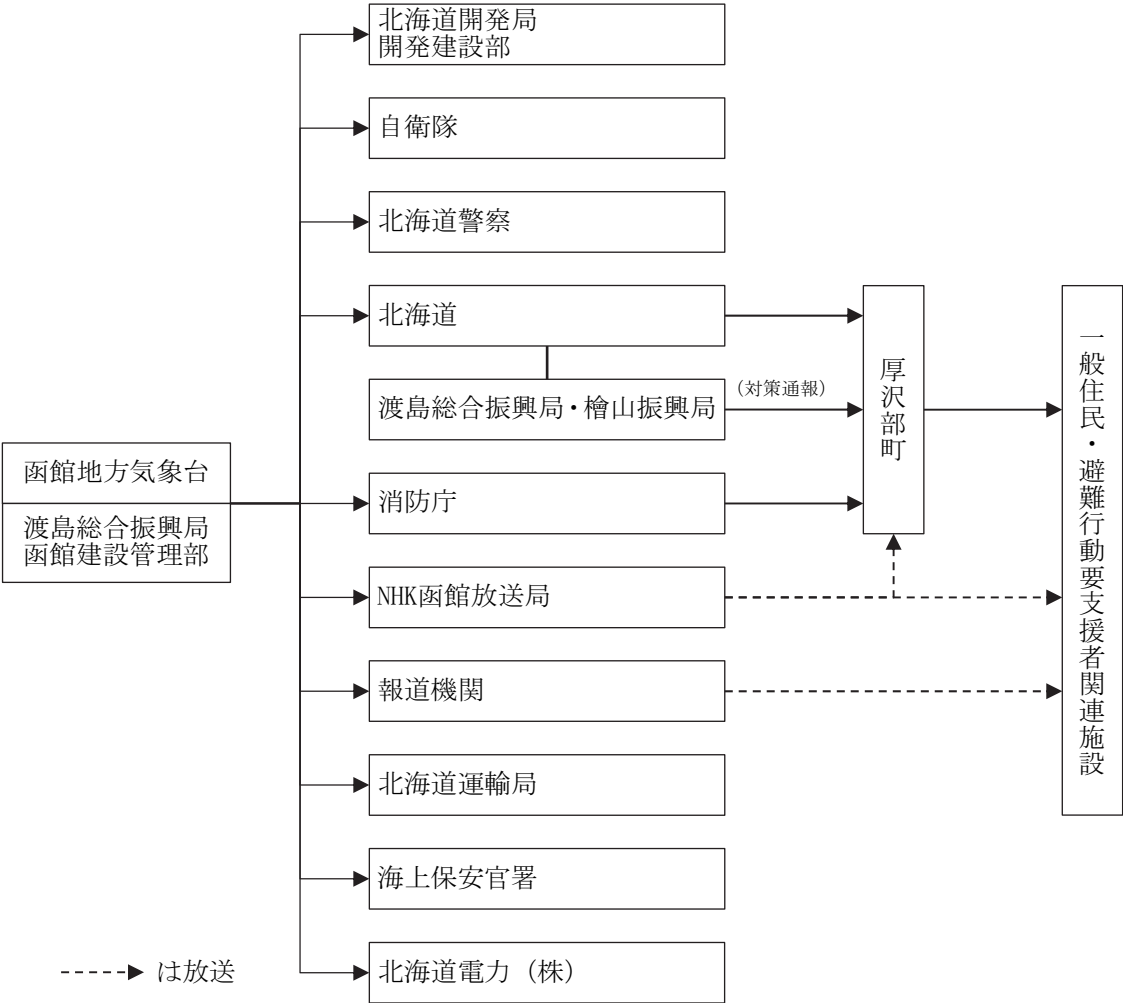
## 2 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は、次の系統によって行う。



### 3 火災気象通報

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

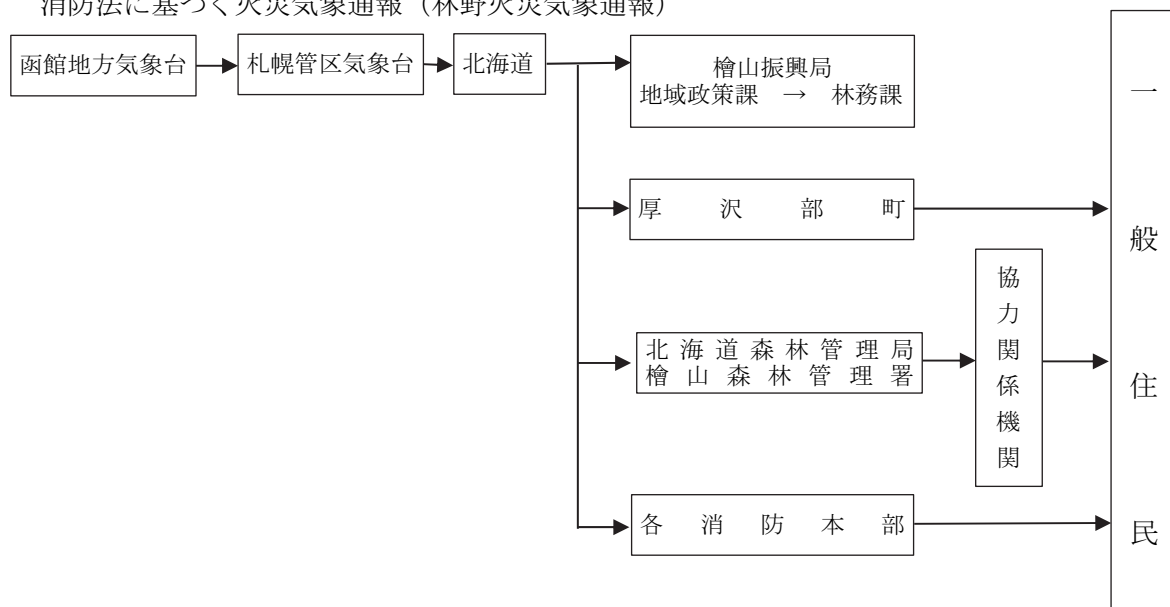
通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

#### （１）伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。

消防法に基づく火災気象通報（林野火災気象通報）



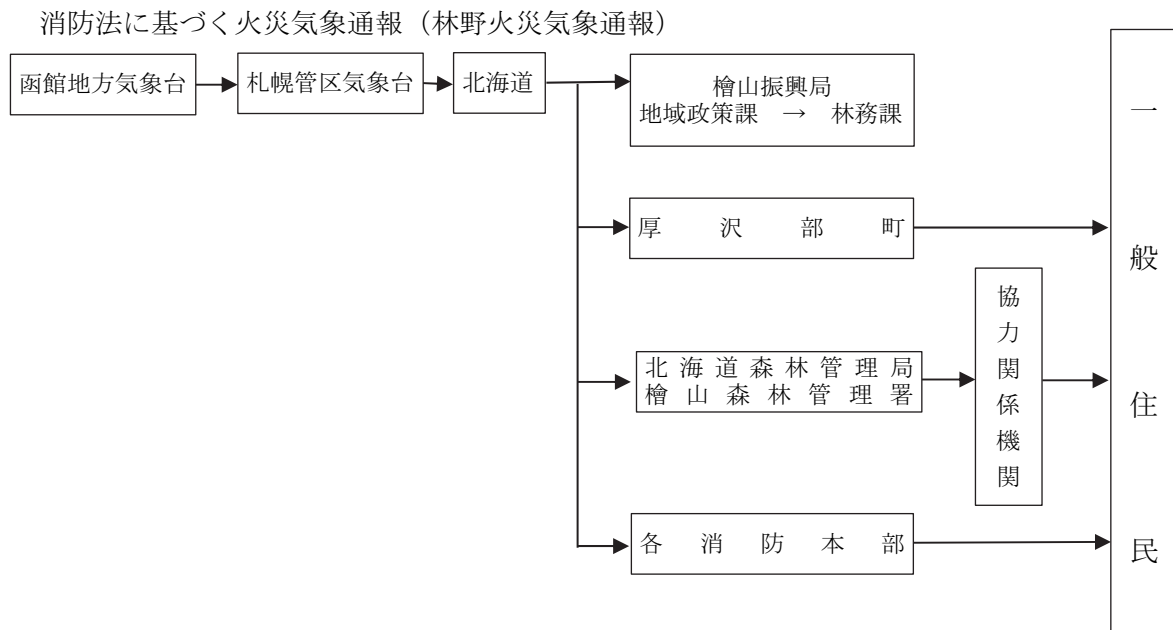
#### （２）通報基準

発表気象官署	一次細分区域名	二次細分区域名	通報基準
函館地方気象台	檜山地方	厚沢部町	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

## 4 林野火災気象通報

函館地方気象台が行う林野火災気象通報の発表及び終了の通報の基準や伝達は、次に定めるところによる。なお、林野火災気象通報は火災気象通報の一部として伝達される。

### (1) 伝達



### (2) 通報基準

通報の基準は、火災気象通報基準のとおりである。

## 第7節 異常現象発見時における措置

### 1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

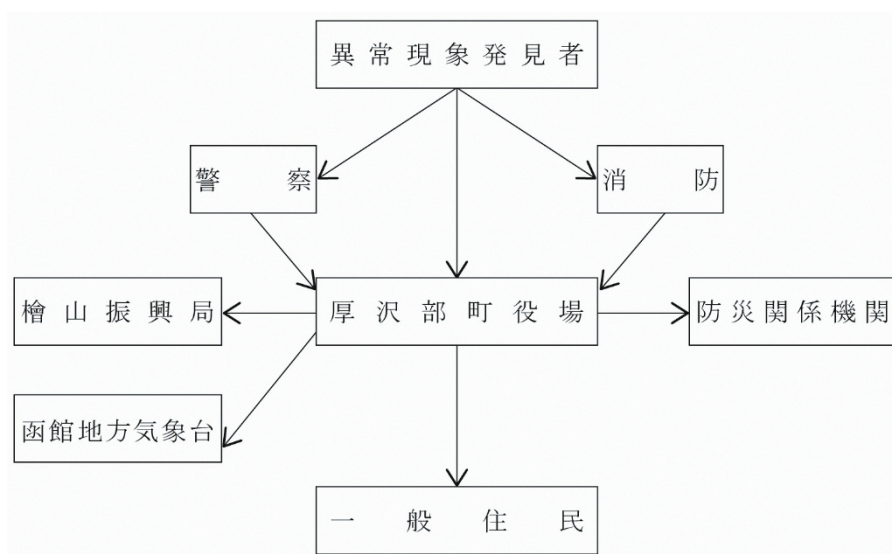
### 2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報をうけた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報するものとする。

### 3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は関係機関に通報するものとする。

#### 1 異常現象連絡系統図



### 4 住民に対する周知徹底

地区住民に対する周知は、防災機関による広報車及び、地区別情報連絡責任者（町内会長）により迅速確実に行える方法にて実施する。

## 第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「ECO-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じ、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等によって「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、当該地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

### 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

##### 1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び

防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

## 2 町

1. 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
2. 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
3. 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により、公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
4. 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

## 2 配慮すべき事項

1. 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。
2. 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
3. 町内会等の地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
4. 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
5. 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
6. 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
7. 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルによって提供すること等を通し、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### 3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法によって行うものとする。

1. 各種防災訓練の参加普及
2. ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
3. インターネット、SNSの活用
4. 新聞、広報誌（紙）等の活用
5. 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
6. 広報車両の利用
7. テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
8. 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
9. 学校教育の場の活用
10. その他

### 4 普及・啓発及び教育を要する事項

1. 厚沢部町地域防災計画の概要
2. 北海道防災基本条例の概要
3. 災害に対する一般的知識
4. 災害の予防措置
  - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物の災害予防事前措置
  - (6) その他
5. 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
    - イ 気象情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
6. 災害復旧措置
  - (1) 被災農作物に対する応急措置
  - (2) その他

7. その他必要な事項

## 5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

---

1. 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
2. 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
3. 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
4. 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
5. 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
6. 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

## 6 普及・啓発の時期

---

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第2節 町民の心得

災害発生時には町や道及び防災機関といった行政も被災するため、有効な震災対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また複合的な被害が同時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから町民は、「自分の身は自分で守る」と「自分達の地域は自分達で守る」といった意識を持ち、予防と減災に向けた取り組みを進め、災害時による被害を最小限に止めるために必要な措置をとるものとする。

### 1 家庭における措置

町民は、日頃からあらゆる機会を通じて防災知識を身につけるとともに、身の安全を確保する対策を行うものとする。

#### 1 防災知識の普及・啓発及び訓練

##### (1) 防災教育・訓練等への参加

- ア 町の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 日頃から、自分の住んでいる地域の災害履歴や、災害の危険性について意識強化
- ウ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
- オ 町内会等による地域の防災に関する学習の推進
- カ 地域住民による災害危険箇所の把握・点検・確認

##### (2) 自主防災組織への参加

- ア 町内会等における活動を通じての積極的な組織づくり
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織活動の積極的な参加による、防災知識及び技術の習得

##### (3) 災害に強いまちづくりの推進

- ア 町民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握
- イ 災害に強い、まちづくりを実現するために、町民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなどの自発的な防災まちづくりへの参加
- ウ 男女参画の視点に重点をおいた、日頃からの対策・対応の強化

### 2 自宅の耐震補強

1. 耐震診断及び必要な補強
2. 家具等の転倒防止、照明等の落下防止

3. 出入り口には物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保
4. 寝室には倒れやすい家具等を置かない
5. ブロック塀等の倒壊防止対策

### 3 避難対策の強化

---

#### (1) 避難対策

---

- ア 自宅が大雨による浸水が予想されているかハザードマップで確認
- イ 災害毎の避難場所及び安全な避難経路の確認
- ウ 災害時の家族の連絡方法の確認
- エ 厳しい被災状況の中でも迅速かつ的確に情報を入手するため、携帯ラジオを用意
- オ 避難情報（避難指示・警戒レベル）の意味を正しく理解
- カ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- キ 町と協働で避難場所を運営できるよう、訓練への積極的参加

#### (2) 食料・生活必需品の確保

---

- ア 各家庭において、家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合、3日分程度の分量を確保
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- エ 停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- オ 家族構成に合わせた、災害時に必要な物資の備蓄
- カ 定期的に服用している薬は災害時にすぐに持ち出せるように準備

#### (3) 要配慮者への配慮

---

- ア 町・民生委員・町内会等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援
- イ 町内会と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識の向上

### 4 火災の予防

---

1. 地震の揺れがおさまるまでの間は無理に火の近くに寄らない
2. 異常乾燥及び強風時における火の取扱に注意
3. 初期消火器具の設置
4. 出火を発見したら、通報・初期消火・避難の優先順位を判断し適切な行動をとる
5. 炎が天井または、自分の身長に達するまでが消火できる目安とし、火災による被害の拡大を防ぐため、消火活動を行う
6. 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
7. 町内会や町等が実施する消防訓練等への積極的参加

## 5 除雪作業中の事故防止対策

---

1. 複数人で作業することを心掛ける
2. 携帯電話を携行
3. 慣れや油断に注意
4. 命綱、ヘルメットの着用
5. はしごの固定
6. 気温上昇時、好天時に注意
7. 除雪機のエンジンはこまめに切る
8. 無理な作業はしない

## 6 ライフラインに関わる予防活動

---

### (1) 電話

---

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、あらかじめ家族で避難場所を決めておく。

### (2) 電力

---

- ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の準備
- イ 冬期間の災害に備えた停電時でも使用可能な暖房器具の準備

### (3) ガス

---

- ア 災害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策の実施
- イ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- ウ 積雪時の風水害発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

### (4) 上水道

---

- ア 概ね3日間に必要な飲料水（1人1日3リットルを目安）の備蓄

## 2 地域における措置

---

「自分達の地域は自分達で守る」との意識を持ち、緊急時にお互いが助け合える身近なコミュニティの形成に向け、普段から町内会等における地域コミュニティ活動を通じた積極的な組織づくりを進め、日頃から防災訓練をはじめとする防災活動に積極的に参加するなど、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

## 1 地域の防災リーダーの育成

---

地域防災活動に対する指導や防災訓練への参加等、防災リーダーとしての活動を担う人材の育成に努めるものとする。

### (1) 北海道地域防災マスター制度

---

地域の防災活動の中心になってもらうために、研修を受講しマスターとしての心構え等を身につけた人を北海道地域防災マスターとして認定する制度であり、この制度を活用し地域の防災リーダーの育成に努めるものとする。

### (2) 地域防災リーダー育成研修テキストを活用した育成

---

内閣府（防災担当）が作成した地域防災リーダー初心者向け研修教材「地域防災リーダー入門」を有効に活用し地域の防災リーダーの育成に努めるものとする。

## 2 自主防災組織の結成

---

地域や隣近所の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組み、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織として自主防災組織を結成するものとする。

## 3 地域コミュニティの向上

---

災害時における避難支援等を円滑に行うために、地域の要配慮者の把握や支援者となり得る人材の確保に努めるとともに、町内会のイベント等をとおして地域のコミュニケーションを図り「自分達の地域は自分達で守る」という地域の連帯感の向上に努めるものとする。

また、要配慮者の支援について地域で役割を明確にし、支援体制の確立に努めるものとする。

## 4 地区防災計画の作成

---

地域特性を考慮し、災害時における適切な行動を行うため、地域住民が対応すべき行動を計画した地区防災計画の作成に努めるものとする。

## 3 事業所における措置

---

### 1 取り組むべき事項

---

1. 災害時の果たすべき役割は、「従業員及び施設利用者の安全確保」、「二次災害の防止」、「事業の継続」、「地域貢献・地域の共生」であり、それらを十分に認識する。
2. 災害時に重要事業を継続するための「事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）」

を策定するように努めるものとする。

3. 防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

## 2 日頃からの予防対策

---

1. 災害時の避難行動マニュアルの作成
2. 地域における災害の危険性の把握
3. 防災体制の整備
4. 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
5. 3日分の食料・飲料水の備蓄
6. 救急用品等の非常持出品の備蓄
7. 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」の策定
8. 消防計画を整備し、予防管理者、防火担当責任者、火元責任者等の役割を明確にすること
9. 消防計画により避難訓練を実施
10. 重要書類等の非常用持出品の確認
11. 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考慮

## 3 災害時の対策

---

1. 施設の被害把握及び二次災害の発生防止
2. 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
3. 従業員及び施設利用者への避難誘導及び救助
4. 初期消火活動等の応急対策
5. 物資等の供給等、可能な限りの地域貢献
6. すばやい火の始末
7. 職場の消防計画に基づく行動
8. 職場の条件と状況に応じた、安全な場所への避難
9. 正確な情報の入手
10. 近くの職場同士での協力

## 第3節 重要警戒区域

災害が予想される重要警戒区域は、次のとおりとなる。

### 1 水防区域

---

水防区域は、資料編4－1に示すとおりとなる。

資料4－1 水防区域

### 2 土砂災害（特別）警戒区域等

---

土砂災害（特別）警戒区域は、資料編4－2から4－3に示すとおりとなる。

資料4－2 土砂災害（特別）警戒区域等

資料4－3 山地災害危険地区

### 3 危険物給油取扱所

---

危険物給油取扱所は、資料編4－4に示すとおりとなる。

資料4－4 危険物給油取扱所

### 4 危険物施設等を所有する事業所

---

危険物施設等を所有する事業所は、資料編4－5に示すとおりとなる。

資料4－5 危険物施設等を所有する事業所

## 第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

### 1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

### 2 訓練の実施種目及び内容

#### 1 水防訓練

水防工法、水位雨量観測、消防機関や一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報通報伝達に関する訓練の実施。

#### 2 土砂災害に係る避難訓練

土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険が伴う地域に対する避難訓練の実施。

#### 3 消防訓練

檜山広域行政組合厚沢部消防署「厚沢部町消防計画」の定めるところによる。

#### 4 避難訓練

各種災害を想定のもとに、関係各機関、地区責任者、一般住民に対する情報伝達方法や避難誘導の実施。

#### 5 非常召集訓練

災害対策本部員（対策部長、各班員）、消防機関等の召集訓練の実施。

## 6 防災図上訓練

---

地図を活用し、経験したことのない災害をイメージして地域の課題を抽出する訓練を実施。

## 7 総合訓練

---

各種災害を想定し、関係機関と協力して図上訓練等総合的防災訓練を実施する。訓練の実施要領はその都度定めるものとし、実施については訓練効果のある時期に関係機関と協議のうえ適宜行うものとする。

## 3 相互応援協定に基づく訓練

---

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

## 4 民間団体等との連携

---

町、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

## 5 複合災害に対応した訓練の実施

---

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

## 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるものとする。

### 1 町民等による自己備蓄

町は、広報誌やパンフレット、防災フェアや講演会などの各種行事、防災訓練等あらゆる機会を通じ、家庭や事業所等における備蓄や災害時の非常持出品について、次の事項について啓発を行い、周知徹底を図るものとする。

#### 1 家庭

次に挙げる3「非常時に備える3ステップ」を参考に非常持出品の備えを行うものとし、必要な品目及び数量を各家庭において話し合い備蓄することとする。

#### 2 事業所等

- (1) 従業員等の3日分の食料、飲料水及び生活必需品等の物資のほか、防災用資機材についても備蓄しておく。
- (2) 災害発生直後の消火、救出救護活動等については、事業所内のみならず、近隣住民と協力した地域の応急活動が重要であることから、できるだけ近隣住民も対象とした備蓄に努める。

### 3 非常時に備える3ステップ (減災グッズを備えよう(人と防災未来センター)を参考)

#### (1) 非常時に備える3ステップの概念

##### ア 0次の備え(いつも携帯)

いっどこで被災するかわからない災害への安心感を持つため、「非常持出品」として備えるものの中から、携帯できそうなものを、いつも使うバックへ入れておく。

##### イ 1次の備え(非常持出品)

災害から命を守るため、避難する時に1日程度、これだけは持っていきたいという最低限の備えを行う。家庭や勤務先等、1日の多くを過ごす場所に備えておく。

##### ウ 2次の備え(安心ストック)

ライフラインが途絶え物資不足によっても、3日間は自給自足してしのげる物品を備えておく。

## (2) 備蓄を行う心がけ

## ア 1年に2回はチェックしよう

- ・飲料・食品の賞味期限、薬品や電池等の使用期限等をチェックし、賞味期限が迫った食品については試食する。
- ・衣類などは季節に応じた備えが必要となるため、年2回は取り替えを行う。

## イ 使い方を身につけよう

ロープの結び方や簡易トイレの使い方を身につけ、いざという時に役立てる。

## ウ 日用品を工夫し汎用性を高めよう。

いざというときに、さまざまな用途で日用品が役立つことを知り、汎用性を高める。

## (3) 基本品目

分類	品目	0次 (携帯)	1次 (持出)	2次 (備蓄)	備考
バッグ	非常持出袋		○		軽くて丈夫なものを。
水	飲料水	○	○		携帯：500 ^{ミリ} リットル 持出：一人2.5 ^{リットル} 程度
食	携帯食	○	○		チョコレート・キャンディー 栄養補給・調整食品等
	非常食		○	○	乾パン等、水や調理なしでそのまま食べられるもの。
装備	ヘルメット 防災ずきん・帽子等		○		頭を保護して逃げるため。 持出袋と一緒に置いておく。
	ホイッスル	○			閉じ込められた際の生存率が上がる。叫ぶよりも大音量。
	手袋（作業用）		○		革製など丈夫な素材のもの。 防寒用にもなる。
	くつ		○		撥水性のあるもの
	ヘッドライト・懐中電灯 (予備電池)	○	○	○	できれば小型のLEDライトを、 一人にひとつ。
道具	万能ナイフ類	○	○		ハサミ・ナイフ・缶切り等の複 合ツールが便利
	ロープ（10m）		○		救助、避難はしごの代用。 体重を支えられる太さのもの。

分類	品目	0次 (携帯)	1次 (持出)	2次 (備蓄)	備考
情報	携帯ラジオ（予備電池）	○	○		災害発生時の情報収集のため。 複数人で聞けるスピーカー付 きが便利。
	携帯電話 （充電器・バッテリー）	○			電池で使える簡易充電器等も 用意。
	連絡メモ・備えリスト	○	○		頼れる親類縁者友人知人の住 所・連絡先等。
	身分証明書 （そのコピー）	○	○		健康保険証、運転免許証、パス ポート、外国人登録証等。
	筆記用具 （メモ帳とペン）	○	○		安否メッセージを書く、連絡先 メモ等用途は様々。
	油性マジック（太）		○		伝言等を目立つように書く。
	現金	○	○	○	小銭を用意。
救急	救急用品セット	○	○		消毒薬、脱脂綿、ガーゼ、絆創 膏、包帯、三角巾、爪切り、虫 除け、体温計等。
	毛抜き		○	○	とげ抜き、ピンセットとして使 える。
	持病薬・常備薬	○	○	○	処方箋のコピーも併せて準備。
衛生	マスク	○	○	○	感染症対策。
	消毒液	○	○	○	感染症対策。
	簡易トイレ	○	○	○	ビニール袋等を活用する。
	ティッシュペーパー	○	○	○	
	トイレットペーパー	○	○	○	水に溶けるので汎用性が高い。
	ウェットティッシュ		○	○	除菌性のあるもの。
防寒	使い捨てカイロ	○	○		
	サバイバルブランケット		○		非常時の軽量簡易防寒具。
汎用	ハンカチ（大判） 手ぬぐい	○			吸水性の高い物を。
	タオル		○	○	汚れの拭き取り、ケガの手当、 下着の代用等、汎用度高。
	安全ピン	○	○		タオルを留めて下着の代用と して使うこともできる。

分類	品目	0次 (携帯)	1次 (持出)	2次 (備蓄)	備考
汎用	ポリ袋	○	○	○	小サイズは食器にかぶせて、中サイズは長靴に、大サイズは破って雨具にと汎用度高。
	レジャーシート ブルーシート		○	○	敷物としてはもちろん、ロープ
	ライター（マッチでも）		○		暖房器具の点火等に。マッチよりも使い勝手がよい。
	布ガムテープ		○		仮止め、各種応急処置、屋外に貼る伝言メモ等汎用度高。

（４）個別に検討する品目（各家庭で必要な品目・数量を決める）

分類	品目	0次 (携帯)	1次 (持出)	2次 (備蓄)	備考
貴重品	予備の鍵（家・車等）				
	予備のメガネ・コンタクトレンズ				
	通帳・証書類のコピー				
	印鑑				
女性	生理用品（おりものシート）				傷の手当て等、ガーゼの代用としても重宝する。
	防犯ブザー				災害時は防犯意識を常に高めておく。ホイッスルの代わりになる。
	くし・ブラシ				
	鏡				
	化粧品				
	髪の毛をくくるゴム				入浴が不可能なとき、髪をまとめれば不快感が軽減する。
高齢者	介護手帳				
	紙おむつ				
	介護用品				
	入れ歯				入れ歯洗浄剤も併せて準備
	補聴器				

分類	品目	0次 (携帯)	1次 (持出)	2次 (備蓄)	備考
乳幼児	粉ミルク・ほ乳瓶・離乳食				環境が変わっても食べてくれるよう嗜好性の高いものを。
	清拭具				清拭剤、ウェットタオル、おしりふき、ポリ袋等。
	バスタオル				お包みや毛布として防寒用に。タオル生地の方が汎用性高い。
	おむつ				基本は紙おむつ、無くなった場合に備えて布おむつも。
	だっこ紐				
	母子手帳				
	おもちゃ・絵本				
障がい者 外国人	障がい者手帳				
	情報を得る手段				ラジオ・ワンセグ・拡大鏡等。
	助けを求める手段				ホイッスル・サイレン等。
	移動を助ける手段				杖・白いテープ・おんぶ紐等。
	コミュニケーションを助ける手段				筆記用具・レコーダー・コミュニケーションボード・スマートフォン等。
	落ち着ける・安心できるもの				お気に入りグッズ等。
	要配慮者と確認できる表示 (服装)				ゼッケン・ワッペン等
ペット	ゲージ				
	リード				
	ペットフード				
	トイレ用品				
	食器				
	名札				

## (5) 備蓄する生活用品

分類	品目	0次 (携帯)	1次 (持出)	2次 (備蓄)	備考
衣	衣類			○	季節・個々の状況により。必要な物・数量を判断。
	毛布			○	
	雨具（ポンチョ・雨合羽等）	○	○		両手が使え作業しやすい。防寒着にもなる。
食	保存食類・飲料水		○	○	乾パン、パン缶、アルファ化米、切り餅、インスタント食品、缶詰類等。嗜好も考えて。
	塩・調味料			○	
	食器類（皿・コップ・箸・フォーク・スプーン）			○	紙、ステンレスのものを。
	ラップ			○	食器に巻いて用いると洗わずに済み、水の節約になる。
	アルミホイル			○	
	缶切り			○	
	カセットコンロ・ボンベ			○	
	鍋		○	○	
住	歯磨きセット・洗口剤			○	
	石けん			○	手や顔はもちろん、衣類や食器も洗える。
	ドライシャンプー			○	
	重曹			○	消臭スプレー、掃除用等、多用途に使用できる。
	耳栓			○	避難所等に入り、集団生活を送る場合には必修。
	ふろしき	○	○		何かを包んだり、敷いて防寒対策等汎用性高い。
	予備電池（バッテリー）		○	○	
	工具類			○	ジャッキ・パール等。
あと 便利	地図・ハザードマップ		○	○	
	新聞紙・ダンボール		○	○	丸めれば骨折した際の副え木に。新聞紙はビニールをかぶせて食器にも。

分類	品目	0次 (携帯)	1次 (持出)	2次 (備蓄)	備考
あると 便利	ローソク			○	電気がない、使えない時の長時間の明かりに。
	非常用給水袋・ポリタンク			○	持ち運べる程度のもの。
	キッチンペーパー			○	
	ホワイトボード			○	メモ提示、情報伝達等、紙や物資が不足するときに便利。
	さらしの布			○	汎用性高い。赤ちゃんのだっこ紐代わりにも。
	スリッパ			○	避難所での上履き代わりとして。
	蚊取り線香			○	夏場の避難生活が屋外となった場合に備えて。

## 2 町の備蓄

### 1 基本的事項

町は災害時の住民等への食料、飲料水及び生活必需品等の物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。

### 2 現物備蓄の強化

- (1) 被害想定に基づく被災者数や避難場所数、各物資の持つ特性や能力等を基に、必要量をあらかじめ算定し、住民の持参率及び地域特性等の条件を考慮した物資の備蓄に努めるものとする。
- (2) 備蓄品については、災害発生直後の生命維持や生活に最低限必要なもので、住民が持ち出せないものを中心とするものとする。
- (3) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者や食物アレルギー対象者に配慮した備蓄に努めるものとする。

### 3 流通在庫物資の活用

保存期間や管理の面で備蓄に適さない物資及び大量に必要となる物資で備蓄が困難なものについては、流通在庫物資を活用する。なお、災害時に流通在庫物資を円滑に供給できるよう各地域の流通・販売業者等と在庫の把握、連絡、運搬体制等事前に協議し、実効性のある協定等を締結しておくものとする。

## 4 自治体間の応援協定による調達及び訓練

---

町は道及び近隣市町村間での相互応援協定を締結し、応援による調達体制の整備を図り、これらの応援が円滑に行えるよう近隣市町村間等相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。なお、これらの応援協定のほか今後更に必要があれば、各市町村間で協定を締結する。

## 5 物資搬送拠点施設の確保

---

救援物資を避難場所等の被災者へ効率的かつ迅速に配布するため、救援物資を一時的に保管し、仕分けする配送拠点施設が必要となることから、避難場所の位置等を考慮した公共施設等を候補施設として選定し、災害時に円滑な確保が図れるよう、あらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

## 6 組織単位の備蓄の促進

---

災害発生時における初期消火、救出・救護活動、避難誘導等地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による救助、救護用資機材等の整備を促進する。

## 7 国及び道等の助成事業の活用

---

備蓄倉庫建設及び防災資機材の購入に当たっては、国及び道等の助成事業を積極的に活用し、備蓄の推進に努めるものとする。

## 8 災害時応援協定の活用

---

町は、災害発生後、早急に食料その他の生活物資等の調達ができるよう、民間事業者との協定締結について推進するものとする。

# 3 防災資機材の整備

---

道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。

## 4 備蓄倉庫等の整備

---

町は、市街地、鶉地区、館地区などが、災害時に孤立する可能性があるため、それぞれの地区内で安全に避難生活を送るために必要な食料等や防災グッズの備蓄を行うための備蓄倉庫の整備に努める。また、避難駐車道路ごと備蓄倉庫に加えトイレ等についても整備を図る。

## 第6節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

### 1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 2 相互応援（受援）体制の整備

1. 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
2. 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
3. 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

### 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

---

1. 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
2. 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
3. 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
4. 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

### 1 避難誘導体制の構築

1. 町は、大規模火災、大雨等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。  
その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。  
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
2. 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
3. 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
4. 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
5. 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
6. 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

7. 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
8. 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 2 指定緊急避難場所の確保等

---

1. 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難所を近隣市町村に設ける等の対応に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

表 異常な現象の種類毎の基準

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの								
		* 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる								
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)								
	施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)							施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)	
		《例》津波はa1、a2、a3を満たす								
立地(B)		安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2. 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
3. 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
4. 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
5. 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。
6. 洪水時の避難先として、自宅や親戚・知人宅において災害の危険性があり、また、避難場所への避難も困難な場合に、車により緊急避難し、車内で安全を確保するための場所(車により一時的に安全確保ができる場所)の確保に努める。

### 3 指定避難所の確保

1. 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

項目	内 容
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2. 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
3. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
4. 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
  - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
  - (2) 福祉施設や障害福祉施設等を活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
  - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
  - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。  
また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
  - (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者

との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

5. 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
6. 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
7. 町は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告するものとする。

## 4 町における避難計画の策定等

### 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

### 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### 3 町の避難計画

---

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入込客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水、給食措置
  - イ 毛布、寝具等の支給
  - ウ 衣料、日用必需品の支給
  - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
  - ア 避難中の秩序保持
  - イ 住民の避難状況の把握
  - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
  - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
  - ア 防災行政無線等による周知
  - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
  - ウ 避難誘導者による現地広報
  - エ 住民組織を通じた広報

### 4 被災者の把握

---

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各

避難所に保管することが望ましい。

## 5 防災上重要な施設の管理等

---

1. 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。
  1. 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
  2. 経路
  3. 移送の方法
  4. 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
  5. 保健、衛生及び給食等の実施方法
  6. 暖房及び発電機の燃料確保の方法
2. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

## 6 公共用地等の有効活用への配慮

---

町は、北海道財務局及び道と、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

## 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 1 自主防災組織の育成指導

#### 1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結し、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動を始め、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

#### 2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令によって義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 2 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

1. 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
2. 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
3. 地域内の事業所等と協議のうえ、事業所等の自主防災組織と連携を密にする。
4. 基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させるとともに、運営していく上で基本的な事項は、規約を設けて明確にする。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	ア 全体調整 イ 他機関との連絡調整 ウ 要配慮者の把握	ア 全体調整 イ 他機関との連絡調整 ウ 被害・避難状況の全体把握
情報班	ア 情報の収集・伝達 イ 広報活動	ア 状況把握 イ 報告活動
消火班	ア 器具点検 イ 防火広報	ア 初期消火
救出・救護班	ア 資機材調達・整備	ア 負傷者等の救出 イ 救護活動
避難誘導班	ア 避難路（所）・標識点検	ア 住民の避難誘導活動
給食・給水班	ア 器具の点検	ア 水、食料等の配分 イ 炊き出し等の給食・給水活動

### 3 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

##### （１）防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### （２）防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人一人が適切な措置を取ることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

##### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を迅速かつ正確に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

##### イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

#### オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用し、想定される災害に対して地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討して実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

### (3) 防災点検の実施

---

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

### (4) 防災用資機材等の整備・点検

---

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

## 2 非常時及び災害時の活動

---

### (1) 情報の収集伝達

---

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

### (2) 出火防止及び初期消火

---

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

### (3) 救出救護活動の実施

---

がけ崩れ、建物の倒壊などによって下敷きになった者を発見したときは、市町村等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

---

#### (4) 避難の実施

---

町長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力の下に早期に避難させる。

---

#### (5) 指定避難所の運営

---

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D0はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

---

#### (6) 給食・救護物資の配付及びその協力

---

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

### 1 安全対策

町は、総務財政課や保健福祉課をはじめとする関係各課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成して定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

### 1 全体計画・地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

本計画に定めている事項	全体計画で定める事項
ア 避難行動要支援者名簿情報提供の不同意者への支援体制	ア 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担
イ 避難行動要支援者の避難場所	イ 避難支援等関係者への依頼事項
ウ 支援体制の確保	ウ 避難支援への協力企業団体等との協定締結
エ 避難行動要支援者の避難行動支援	エ 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
	オ 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法

## 2 要配慮者の把握

町は、保健福祉課における要介護高齢者や障がい者等の要配慮者に関する情報を整理、把握しておく。また、難病患者に関わる情報等、町で把握していない情報について必要がある場合は、道に対して情報提供を求めるものとする。要配慮者及び避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

要配慮者	避難行動要支援者
以下の台帳を利用し把握する。 ア 介護保険受給者台帳 イ 身体障害者手帳交付台帳 ウ 療育手帳交付台帳 エ 精神保健福祉手帳交付台帳 オ ひとり暮らし高齢者台帳 カ 検診台帳 キ 高齢者生活実態調査票	要配慮者の内、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性の少ない人も相当数含まれていることから、要配慮者や家族等の支援者となることが想定される人などの生活実態に照合し、被災リスクが高いと判断すべき要配慮者を避難行動要支援者とする。

## 3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に努める。

また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努める。

記載事項	ア 掲載者の氏名 イ 性別 ウ 生年月日（年齢） エ 住所 オ 連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由、また、その等級や様態 キ 同居支援者の有無、また限定的であるかなどの生活実態 ク 必要とする避難支援の概要 ケ 避難場所 コ 避難経路
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

---

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

## 5 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

---

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

## 6 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

---

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援などが円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

## 7 避難行動支援に係る地域防災力の向上

---

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識などの普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## 8 福祉避難所の指定

---

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

## 2 福祉施設等の対策

---

### 1 防災設備等の整備

---

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 2 組織体制の整備

---

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

### 3 緊急連絡体制の整備

---

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整えるものとする。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

---

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、防災教育を定期的実施するものとする。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

## 3 在宅者対策

---

### 1 緊急通報システム等の整備

---

町は、一人暮らし老人及び単身の障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるものとする。

### 2 防災知識の普及・啓発

---

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めるものとする。

## 4 病院入院患者等対策

---

病院・診療所等施設管理者は、入院中の寝たきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、看護師詰所に隣接した病室やできる限り低層階等の避難救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮をするよう努めなければならない。

## 5 外国人に対する対策

---

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

1. 多言語による広報の充実
2. 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
3. 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
4. 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

## 6 多様な手段の活用による情報伝達

---

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、広報車等による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせるものとする。

## 7 避難行動要支援者の避難支援

---

### 1 避難支援等関係者の確保

---

町は、避難行動要支援者の避難の支援に携わる者を、防災関係機関及び福祉関係機関や平常時から要配慮者と接している町内会等と協力し確保するものとする。避難支援等関係者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 町関係課
- (2) 消防署（消防団を含む）
- (3) 町内会（自主防災組織）
- (4) 福祉委員（民生委員・児童委員）
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 地域支援者

### 2 避難支援等関係者の対応原則

---

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

### 3 避難支援等関係者の安全確保

---

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を検討するものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。避難支援等関係者の安全確保の措置を検討するに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、ことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解するものとする。

### 4 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

---

#### (1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

---

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又

は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。

そのため、町は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができるものとする。

ただし、災害発生時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川がはん濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意するものとする。

## （２）不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊や警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができるものとする。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

## （３）不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

災害発生時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、次に挙げる「８ 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮」の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる。

# 8 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難行動要支援者名簿についての情報漏えい防止対策の措置を講じるとともに、避難支援等関係者に対して個人情報の取扱いについての教育訓練を実施するものとする。

## 1 町が講じる措置

避難行動要支援者名簿についての情報漏えい防止対策の措置として、次に示す項目を明確にするとともに、避難支援等関係者に対する個人情報の取扱いについての措置を講じるものとする。

### （１）情報漏えい防止対策

- ア 避難行動要支援者名簿の安全管理に関する町の役割・責任
- イ 避難行動要支援者名簿の管理者の設置
- ウ 避難行動要支援者名簿の取扱いにおける作業責任者の設置及び作業担当者の限定
- エ 避難行動要支援者名簿を取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者の限定

- オ 避難行動要支援者名簿に係わる部署の役割と責任の明確化
- カ 監査責任者の設置
- キ 監査実施体制の整備
- ク 避難行動要支援者名簿を利用目的以外に活用している事実又は兆候がある避難支援等関係者に対する措置
- ケ 避難行動要支援者名簿の情報漏えいにより影響を受ける可能性のある本人への対応
- コ 避難行動要支援者名簿の提供についての状況把握

## (2) 避難支援等関係者に対する措置

- ア 避難支援等関係者に対する監督体制の整備
- イ 避難支援等関係者に対する教育訓練の実施

## 2 避難支援等関係者が講じる措置

避難行動要支援者名簿を提供される避難支援等関係者は、次の措置を講じなければならない。

### (1) 避難行動要支援者名簿の安全管理の徹底

<b>安全管理</b>	1, 避難行動要支援者名簿の漏えい防止・盗用禁止 2, 避難行動要支援者名簿の利用目的以外の加工・利用の禁止 3, 避難行動要支援者名簿の利用目的以外の複写・複製の禁止 4, 町との同意内容が遵守されなかった場合の措置 5, 情報漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する措置
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (2) 防災関係機関・福祉関係機関等が講じる措置

防災関係機関・社会福祉協議会・介護保険制度関係者・障がい者団体等は、上記(1)に示す安全管理の徹底を図るとともに、避難行動要支援者名簿の管理者を設置し、避難行動要支援者名簿の取扱いに従事する職員に対し、取扱いについての理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育訓練を実施するものとする。

## 第10節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

### 1 防災会議構成機関

1. 情報などの収集および連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取り扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長に報告するものとする。
2. 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

### 2 町、道及び防災関係機関

1. 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害によって孤立する危険のある地域の被災者、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
2. 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。  
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。  
なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
3. 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じ、実効性の確保に留意するものとする。  
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
4. 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検

を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどし、運用管理体制の整備を図るものとする。

5. 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ることとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施することとする。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
6. 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。  
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

## 第11節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

### 1 消防体制の整備

#### 1 消防計画整備方針

消防の任務を遂行するため、地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

#### 2 消防計画の作成

1の方針により火災予防及び火災防衛を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

#### 3 消防力の整備

将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

#### 4 組織及び機構図

組織及び機構は、資料編2-1に示すとおりとなる。

#### 資料2-1 消防組織及び消防施設の現況

### 2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

#### 資料2-1 消防組織及び消防施設の現況

### 3 消防職員及び消防団員の教育訓練

---

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

### 4 広域消防応援体制

---

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時には、必要に応じ消防機関の応援協定や第4章第7節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 第12節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

### 1 予防対策

---

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、建築基準法に基づき、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

### 2 がけ地に近接する建築物の防災対策

---

町は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、補助制度を活用し、安全な場所への移転促進に努めるものとする。

## 第13節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

### 1 予防計画

1. 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
2. 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
  - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - (3) 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
  - (4) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
    - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
    - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
    - ウ 大規模な工場その他の施設（（ア）又は（イ）に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）
3. 地域防災計画において上記2のウに掲げる事項を定めるときは、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
  - (1) 地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員
  - (2) 要配慮者利用施設 所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

- (3) 大規模な工場その他の施設 所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
4. 町長は、上記2のア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
5. 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

## 2 水防計画

---

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した「厚沢部町水防計画」の定めるところによる。

## 第14節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 1 予防計画

1. 町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
2. 町や施設管理者は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

## 第15節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、次に掲げる「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

### 1 町道の交通確保

異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとし、昼夜交通を確保することを原則とするが、住家戸数及び交通量を勘案して、最低除雪回数を決定する。路線の緊急順位は次のとおりとする。

1. 防火水槽、消火栓等に通ずる町道
2. 公共施設に通ずる町道
3. 通学用道路となっている町道
4. 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

### 2 除雪機械（厚沢部町所有）

除雪機械は、資料編5-2に示すとおりとなる。

#### 資料5-2 除雪機械

### 3 消防対策

消防水利周辺及びこれに通ずる道路の除雪には特に留意し、消防団員、地域住民の協力を得て、火災発生時の消防活動に万全を期するものとする

異常降雪及び吹雪、雪崩等のため、消防車輛の通行が停止し、又は停止するおそれがある場合は、小型動力ポンプの人力搬入等の対策を講ずるものとする。

### 4 孤立予想地域及び医療助産対策

異常降雪時における孤立地域の食料の供給、急患医療対策については、町有除雪機械をフル運転するほか、必要に応じて民間委託により、車道確保に努めるものとする。

### 5 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による表示を行う等の措置を講ずるものとする。

## 6 建造物雪害対策

---

積雪量が大量となり、住家及び建造物等に被害をもたらすおそれのある場合は、住民に対し雪降ろし作業の励行をPRするとともに町内会等を通じて屋根の雪降ろし作業を組織的計画的に行うものとする。

## 7 町の対策

---

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1. 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
2. 雪害情報の連絡体制を確立すること。
3. 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
4. 積雪における消防体制を確立すること。
5. 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
6. 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
7. 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
  - (1) 食料、燃料等の供給対策。
  - (2) 医療助産対策。
  - (3) 応急教育対策。
8. 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
9. 雪捨て場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

## 第16節 融雪災害予防対策

融雪による河川の溢水、低地帯の浸水等の災害に対応するための方策は、本計画の定めるところによる。

### 1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、降雨及び気温の上昇率等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

### 2 水防区域等の警戒

第3章第3節「重要警戒区域」に定める警戒区域等の災害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

#### 1 警戒区域の担当区分

出水想定地域を管轄する消防団は、消防署等と協力し、警戒区域の巡視に当たるものとする。

#### 2 避難収容施設の点検

避難収容施設については、第4章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

#### 3 河道内の障害物の除去

河川管理者は、なだれ、捨雪等により、河道が著しく狭められ被害発生が予想される場合、又は橋梁の流失を防ぐため、融雪出水前に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

#### 4 道路の除雪等

町及び道路管理者は、なだれ、積雪、滞留水等により、道路交通が阻害される恐れがあるときは、道路の除雪及び結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路交通の確保を図るものとする。

#### 5 水防資器材の整備、点検

水防活動を迅速かつ効率的に進めるため、融雪出水前に現有水防資材の整備、点検を行い、水防資材の確保に努めるものとする。

## 6 水防思想の普及徹底

---

融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 7 町の体制

---

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

## 第17節 土砂災害予防計画

大雨等による急傾斜地の崩壊、土石流等から生命及び財産を守るため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備する。

### 1 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

### 2 土砂災害（特別）警戒区域の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害（特別）警戒区域を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、町民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

### 3 土砂災害（特別）警戒区域の警戒避難体制の整備

- (1) 大雨注意報（土砂災害）が発表され、引き続き降雨があると予測される場合には情報を収集し、警戒避難体制の活動準備を行うものとする。とくに、福祉施設周辺の土砂災害危険箇所の警戒巡視活動及び情報収集を行うものとする。
- (2) 大雨警報（土砂災害）が発表された場合は、情報の収集、確認を行い、土砂災害危険区域を重点とした警戒巡視活動を行うとともに、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において赤（警戒）のメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に高齢者等避難を発令することを基本とする。
- (3) 町は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、災害対策連絡本部を設置し、土砂災害警戒判定メッシュ情報、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）の確認、警戒巡視活動の強化を行うとともに、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において紫（危険）のメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難指示を発令することを基本とする。

### 4 避難指示等発令基準

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

### 5 要配慮者への支援

土砂災害（特別）警戒区域の避難行動要支援者を含む要配慮者への支援については、本章第

9節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

また、土砂災害（特別）警戒区域内に存在する要配慮者利用施設の管理者に対して、電話・FAX等により土砂災害警戒情報や避難情報等を確実に伝達する。

## 6 避難及び援助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第4章第4節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに、関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

## 7 形態別予防計画

### 1 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について周知・啓発を図るものとする。また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

### 2 がけ崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴い、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおりがけ崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

#### （1）急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

#### （2）山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

### 3 地すべり等予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身によ

る防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

資料4－2 土砂災害（特別）警戒区域等

資料4－3 山地災害危険地区

## 第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるものとする。

### 1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は道及び防災関係機関と相互に、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

### 2 避難救出措置

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項について十分留意するものとする。

1. 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
2. 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

### 3 交通の確保

#### 1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町は、函館開発建設部等の道路管理者と連携して、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

##### (1) 除雪体制の強化

- ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

## (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

---

- ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

## (3) 雪上交通手段の確保

---

積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要なスノーモービル等の確保に努める。

# 4 雪に強いまちづくりの推進

---

## 1 家屋倒壊の防止

---

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

## 2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

---

町は道及び防災関係機関と連携し、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

## 3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

---

町は道及び防災関係機関と連携し、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

# 5 寒冷対策の推進

---

## 1 被災者及び避難者対策

---

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

## 2 避難場所対策

---

町は、避難場所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーポート等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確

保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどによって利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

### 3 指定避難所の運営

---

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

### 4 住宅対策

---

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

## 第19節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

### 1 予防対策

---

1. 町は道や防災関係機関と連携し、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等、相互の連携強化に努めるものとする。
2. 町は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
3. 町は道や防災関係機関と連携し、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 第20節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：BUSINESS CONTINUITY PLAN）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 1 業務継続計画（BCP）の策定

#### 1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても庁内の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、庁舎が洪水時の浸水が想定されているため、代替施設の確保、災害対策の拠点としての機能の確保（情報通信設備・自家発電装置）など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

#### 2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

### 2 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。



## 第4章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

#### 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

##### 1 災害情報等収集及び連絡

- (1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を檜山振興局長に報告するものとする。  
なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料作成に努める。
- (2) 町は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備に努めるものとする。

## 2 災害等の内容及び通報の時期

### (1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によって檜山振興局に通報する。

災害等の内容	通報時期
災害の状況及び応急対策の概要	災害発生後速やかに
災害対策本部等の設置	災害対策本部等を設置した時直ちに
被害の概要及び応急復旧の見通し	被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
被害の確定報告	被害状況が確定したとき

### (2) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

## 3 災害情報（水位、雨量等）の収集

町は災害が予想される地域の情報を収集するため函館建設管理部江差出張所から雨量及び河川の水位などの状況を把握するものとする。

また、町内会長や消防団員等は、区域内に災害が発生した場合は、その情報を次により町長に速やかに報告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害発生の原因、進行状況
- (2) 降雨、降雪、河川の水位、崖の状況
- (3) 住民の生命、財産、避難状況
- (4) 水防等の応急措置の状況及び電気、水道、通信等の被害状況
- (5) 人畜、建物、農地、山林、河川、道路の被害状況
- (6) 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

## 4 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づいて知事に報告するものとする。

ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により、知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

## 5 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報などを迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### ○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

#### 【通常時の連絡先】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク（注2）	電話	*-048-500-90-43423	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017	5010

「*」 各団体の交換機の特番（ただし、現在施工中の衛星無線設備更新整備工事が終了した市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注3）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

## 【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5010

## 資料9-4 災害情報等報告取扱要領

## 第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を、迅速確実にを行うため、通信施設、系統等は本計画の定めるところによる。

### 1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、道及び町は、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用によって行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

### 2 電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

#### 1 電話による通信

電気通信事業者によって提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

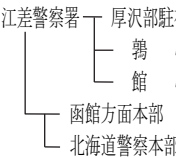
### 3 諸機関の連絡先

諸機関の連絡先は、資料編1－5に示すとおりとなる。

#### 資料1－5 諸機関の連絡先

### 4 専用通話施設及び各機関の無線施設による通信

公衆電話通信施設が使用不能の場合は、次頁の通信施設を利用するものとし、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行うものとする。

設置機関	施設の種類	通信範囲	設置場所	利用の手続方法
檜山振興局	北海道 防災行政無線	全道各市町村及び道庁 並びに道出先機関相互	厚沢部町役場内	口頭申請
檜山広域 行政組合	消防無線	管内各消防署	檜山広域行政組合 厚沢部消防署 〃 鶺鴒分遣所 〃 館分遣所	〃
江差警察署	警察電話 (有線)	全国警察機関相互	厚沢部、館、鶺鴒駐在所内	〃
	移動無線 (車載)	函館方面 本部内	捜査車輛、警戒車輛内	
	警察無線		厚沢部駐在所内 館 駐在所内 鶺鴒 駐在所内	
NTT東日本 北海道 北海道南支店	孤立化防止用無線	全 国	江差警察署 館駐在所内	〃

## 5 通信途絶時等における措置

上記1～4までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は通信を行うことが著しく困難であるときは、移動無線等の配置を考慮し、通信の確保に努めるものとする。

また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているので、その利用も検討するものとする。貸出にあたっては、次の事項を北海道総合通信局に連絡する。

### 1 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
- イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

連 絡 先	
北海道総合通信局 防災対策推進室	電話：011-747-6451 FAX：011-709-2481 住所：札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

## 第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、住民に対する災害情報の提供及び広報活動は、本計画の定めるところによる。

### 1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地住民の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

#### 1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供を始め、町防災行政無線、緊急速報メール、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、災害情報共有システム（以下、「Lアラート」という。）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート、J-ALERTを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等により、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。
- (5) 町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示、避難場所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

## 2 安否情報の提供

### 1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) (3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

### 2 安否情報を回答するに当たっての対応

安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために

内部で利用することができるものとする。

- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係各課、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 3 災害時の氏名等の公表

---

#### 1 町

---

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

## 第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

### 1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、次によって避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

### 1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。
  - ア 避難のための立退きの指示
  - イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
  - ウ 緊急安全確保措置の指示
- (2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに檜山振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

## 2 水防管理者（水防法第29条）

---

- (1) 水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- (2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するとともに、江差警察署長にその旨を通知する。

## 3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

---

- (1) 警察官は、1の(2)より町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場に在る者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

## 4 自衛隊（自衛隊法第94条等）

---

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

## 2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

---

### 1 連絡

---

町、檜山振興局、北海道警察（江差警察署）及び自衛隊は、法律又は本計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

## 2 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際し、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している函館地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

## 3 北海道警察による協力、援助

町長は、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力、援助を北海道警察へ要請することができる。

## 3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動を取ることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1. 避難指示等の理由及び内容
2. 避難場所等及び経路
3. 火災、盗難の予防措置等
4. 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

## 4 避難指示の判断基準

### 1 洪水

#### (1) 水位周知河川（厚沢部川、安野呂川、鶉川）

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 2 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <u>※夜間・未明であっても、基準1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</u>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<u>〔災害が切迫〕</u> 1 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <u>〔災害発生を確認〕</u> 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（関係機関からの報告等により把握できた場合） <u>※基準1又は2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</u>

#### (2) その他の河川等

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）

	2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合   3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）   4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）   ※夜間・未明であっても、基準1又は2に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	〔災害が切迫〕   1 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合   2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）   3 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）   〔災害発生を確認〕   4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（関係機関からの報告等により把握できた場合）   ※基準1～3を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、基準3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

## 2 土砂災害

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報】となった場合※   2 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）   ※基準1について 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために、土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】の基準から概ね1時間程度前に出現する土壌雨量指数の値を設定している。 ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報】となった場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合   2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」【警戒レベル4相当情報】となった場合   3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）   4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等

	が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)   5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合(土砂災害警戒区域以外の区域で発見された場合を含む。)   <b>※夜間・未明であっても、基準1、2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</b>
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保	<b>〔災害が切迫〕</b>   1 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」【警戒レベル5相当情報】となった場合   2 大雨特別警報(土砂災害)【警戒レベル5相当情報】が発表された場合 ⇒土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」【警戒レベル5相当情報】となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域に発令   <b>〔災害発生を確認〕</b>   3 土砂災害が発生した場合 ⇒家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域(土砂災害警戒区域以外の区域で発見された場合を含む。)

### 3 津波

区 分	判 断 基 準
避難指示	1 大津波警報が発表された場合   2 津波警報が発表された場合   3 津波注意報が発表された場合   4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がることで、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

## 5 避難方法

### 1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など、避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

### 2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 町は、迅速な移送手段の確保を図るため、民間運送業者等との協定について検討するものとする。

## 6 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、町内会等の避難支援等関係者等に協力を求める。なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### 2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

### 3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

---

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

### 4 応急仮設住宅への優先的入居

---

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

### 5 在宅者への支援

---

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

### 6 応援の要請

---

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

### 7 避難路及び避難場所等の安全確保

---

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

### 8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

---

町は、指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無にかかわらず、適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

## 10 指定避難所の開設

1. 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図るものとする。  
なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。  
また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。
2. 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
3. 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
4. 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
5. 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害によって避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
6. 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
7. 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
8. 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

## 1 指定緊急避難場所の開設

---

町は、避難のための立退き先の指示を必要とした場合、当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、あらかじめ定めてある避難場所のうち、最も安全で速やかに避難できる指定緊急避難場所を開設するものとする。

また、避難開始とともに各対策部は、各避難場所に責任者その他の要員を派遣し、消防団等の協力のもと誘導及び収容業務に当たるものとする。

## 2 指定避難所の開設

---

- (1) 町は、住民が災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者に対して、必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災者に対し、一時的に滞在させる指定避難所を開設するものとする。
- (2) 災害が発生した場合には、指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、指定避難所を設置するものとする。その際、設置した指定避難所の数では不足する場合には、旅館等の借り上げ等により避難場所を確保するための検討を講じるものとする。
- (3) ライフライン機能が容易に回復せず、避難が長期化すると見込まれる場合や、それに加えて道路が途絶し孤立するような場合は、指定避難所での生活環境が悪化したり、十分な支援が行き届かたりすることもあるため、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討した上で、行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域一時滞在について検討するものとする。
- (4) 超大規模かつ超広域的な災害時は、避難者が大量に発生し、通常想定している指定避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、指定避難所への入所について、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、子どもなど災害発生時に配慮を要する者をまずは優先的に入所させたり、また住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者は在宅で留まるように誘導したりすることも検討しておくものとする。

## 3 福祉避難所の開設

---

町は、特別なケアを必要とする避難者を収容し保護する必要があると判断した場合、福祉避難所を開設するものとする。

## 11 避難場所リスト及び避難者名簿の作成

1. 避難場所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、開設している避難場所をリスト化するものとする。
2. 避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人ひとりに氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿の作成を行うものとする。
3. こうした個別の情報を記載でき、情報の開示先、開示する情報の範囲についての被災者の同意の有無についてもチェックできる避難場所名簿の様式をあらかじめ作成し、印刷して避難場所に保管しておくものとする。また、避難場所運営訓練をとおして住民がこれら様式を普段から活用できるようにしておくものとする。
4. 作成した避難者名簿の情報については、基本法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用するものとする。

## 12 避難場所の機能

1. 避難場所には、「緊急物資の集積場所となる」、「情報発信の場所となる」、「情報を収集する場所となる」、「在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となる」という役割があるので、運営上、避難場所入所者のためだけの施設とならないようにするものとする。
2. 指定避難所については、事前に指定避難所となることが決まっていることから、必要な場合に要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮しておくものとする。  
また、福祉避難室の設置に当たっては、一般の避難場所環境と比べて劣悪な環境としないことに留意するとともに、被災者の状況をアセスメントした上で、個室への入室等を調整し、優先順位が高い被災者から被災者自身の選択で個室へ入室できるようにすることが適切であるものとする。ただし、感染症患者の場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず入室を要する場合もあるため、被災者の理解に努めるものとする。
3. 避難場所には地区の情報拠点として、健康等の生活支援等の相談窓口を開設する他、就労相談のためハローワーク職員が避難場所を巡回するようハローワークへ要請すること等、被災者への配慮を検討するものとする。
4. 物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を避難場所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めるものとする。
5. 常時の介護や治療が必要となった者について、速やかに福祉施設等への入所や病院等への入院手続きをとるものとする。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関

と連絡調整しておくものとする。

6. 被災者の避難場所における生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、優先順位を考慮して、必要に応じ、設備や備品を整備しながら、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じるものとする。
7. 避難生活が長期化した場合、被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康確保に努める。

## 13 避難場所の運営管理等

---

1. 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

2. 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

3. 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて情報伝達がなされるよう努めるものとする。
4. 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

5. 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携し、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、

医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6. 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

7. 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

8. 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

9. 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

10. 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど、良好な生活環境に努めるものとする。

11. 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

12. 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携し、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

13. 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮し、適温食を提供できるよ

う、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

14. 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
15. 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
16. 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

## 1 避難場所の運営主体

### (1) 運営責任者の配置

- ア 避難場所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難場所の運営を行うものとする。
- イ 運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくものとする。
- ウ 災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

### (2) 運営責任者の役割

- ア 避難場所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を速やかに把握し、当該避難場所における避難者の名簿を整備するものとする。
- イ 避難場所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、災害対策本部や近接する他の避難場所と連絡をとるものとする。
- ウ 避難場所の運営に当たって、次に示す班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難場所運営に貢献できる体制を整えるものとする。また、必要に応じて、避難場所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを配置するものとする。

班名	役割
調整班	1, 各班の業務の調整
情報班	1, 町との連絡・調整の窓口    2, 情報収集と情報提供
管理班	1, 避難者数等の把握    2, 施設の利用管理
相談班	1, 避難者のニーズ把握    2, 避難者からの相談対応

食料班	1, 食料配給	2, 炊き出し
物資班	1, 物資の調達・管理・配給	
環境班	1, 生活衛生環境の管理	2, 避難場所内の清掃
保健班	1, 被災者の健康状態の確認	2, 感染症予防
要配慮者支援班	1, 要配慮者の支援	
巡回警備班	1, 避難場所の防火・防犯対策	
避難者交流班	1, 避難者の生きがいくりのための交流の場の提供	
ボランティア班	1, ボランティアの要請、調整	

(参考：避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府（平成25年8月））

- エ 分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、発達障害を含む障害特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等を避難場所に滞在する避難者へ周知するものとする。
- オ 避難者名簿に基づき、常に被災者の実態や需要を把握するとともに、救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡するものとする。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取るものとする。
- カ 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、意見交換会を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難場所等における要配慮者のニーズを把握し、共有するものとする。関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を派遣し、外部からの人材を活用するものとする。

## 2 住民による自主的運営

- (1) 避難場所における支援は、被災者の生活再建という最終目標を視野に入れ、その対応力の向上につなげていくことが重要であるため、避難場所の運営担当者は、避難場所の設置後、施設管理者や町職員による運営から被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、避難者による自主的な運営に移行するその立上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援するものとする。また、被災者による自発的な避難場所での生活のルールづくりを支援するものとする。
- (2) 住民による避難場所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるものとともに、避難場所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるものとする。
- (3) 住民による自主的な運営を進めるにあたり、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

## 3 福祉避難所の管理・運営

- (1) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行う者（ホームヘルパー等）の派遣等、避難者が必要な福祉サ

ービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮するものとする。

- (2) 福祉避難所に相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。  
また、要配慮者の特性に応じた福祉用具を備えておくものとする。

## 4 応援体制の整備

### (1) 応援要請

町の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに道や近隣市町に対し、避難場所を運営する職員の他、要配慮者の状態等のかんがみ、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請するものとする。

### (2) ボランティアとの連携

- ア 被災者への救援物資の配布、避難場所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携するものとする。
- イ ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図るものとする。
- ウ ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供するものとする。
- エ 避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかけるものとする。

## 5 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

### (1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難場所を提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるように努めるものとする。

### (2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難場所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用することに努めるものとする。

### (3) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、配慮することに努めるものとする。

## 6 衛生・巡回診療・保健

### (1) 各避難場所への保健師等の巡回

- ア 各避難場所に保健師等を巡回させ、避難場所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難場所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施するものとする。
- イ そのアセスメント等の結果を踏まえ、避難場所運営関係者、保健福祉課、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難場所の衛生環境の改善を図るものとする。
- ウ また、プライバシーに配慮して診察を受けることができるよう、被災者のプライバシーの確保を徹底し、可能な限り診察スペースも設けるものとする。

### (2) 避難場所における保健師等の巡回相談の体制整備

長期の避難場所生活により、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下、生活習慣病などの疾患の発症や悪化、こころの健康に関する問題等健康上の課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談ができるものとする。

### (3) 避難者に対する避難場所内の巡回活動

- ア 避難場所運営スタッフやボランティアの活用により、(1)の結果を踏まえて避難場所の環境改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化への気づき等が行なえるように体制を構築するものとする。
- イ 把握した被災者の体調の変化については、保健師等専門職が被災者の健康管理、個別支援を実施し、必要に応じて外部医療機関へつなげる等の対応を図るものとする。

### (4) 避難場所の衛生管理

感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難場所内の清潔保持等の環境整備を図るものとする。

### (5) 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

- ア 人工呼吸器を使用しなければならない難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備することに努めるものとする。
- イ アトピー性皮膚炎の悪化を避けるために避難場所の仮設風呂・シャワーを優先的に使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるために、避難場所内ではこりの少ない場所に避難させる等の配慮に努めるものとする。

### (6) 避難場所の運営職員への配慮

避難場所を運営する職員等のストレスを解消するため、運営職員等からの相談担当者を決めておく等、運営職員等の心身の安定の確保を図る方策を講じておくものとする。

## 7 被災者への情報提供等

### (1) 通信手段の確保

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難場所外被災者の情報入手を行うため、避難場所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を確保するものとする。

### (2) 被災者の必要性に即した情報提供等

- ア 被災者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難場所設置段階、3) 避難場所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。
- イ 応急仮設住宅における生活段階等、災害発生から一定の時間が経過した段階において、恒久住宅の建設計画等に関する情報、被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。
- ウ 町から避難場所や地域への情報提供ルートを確立するものとし、一方で被災地の避難場所の状況、被災者数、避難場所内の問題等を町から道へ情報提供できるような体制を確立するものとする。

### (3) 要配慮者等への情報提供

- ア 町の避難場所運営支援班と連携し、各避難場所へ専門的支援者が派遣された際、避難場所にいる要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行うものとする。
- イ 障がい者への情報提供に当たり、障がい者(支援)団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うものとする。特に視覚障がい者をサポートする人の配置等に配慮する。
- ウ 障がい者等には情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、次の方法によるなど伝達の方法を工夫するものとする。

障がい種別	伝達方法
聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
視覚障がい者	点字、音声等
盲ろう者	指点字、手書き文字等
知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者 認知症者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

- エ 視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるので、被災地における障がい者団体のコミュニティを通じて、障がい者同士がそういった情報を得られる環境・場の設定や体制作りについて検討するものとする。
- オ 外国人については、日本語を話せない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等のわかりやすい言葉による情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮するものとする。

## 8 相談窓口

---

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の障がい者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置するよう努める。
- (2) そうして把握した被災者のニーズについて、避難場所において対応できない場合は、必要に応じ、避難場所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、道へと適切に伝える仕組みを構築するものとする。
- (3) 避難場所で避難生活を送っている段階から、生活再建に向けて取り組むことが必要であるため、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供するものとする。
- (4) 外国人について、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮することに努めるものとする。

## 9 防火・防犯対策

---

### (1) 防火対策

---

- ア 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るものとする。
- イ 火災発生時に安全に避難するため、避難場所の防火安全に係る遵守事項を、避難場所の出入り口等に掲示するものとする。

### (2) 防犯対策

---

- ア 避難場所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応について意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨

を周知徹底するものとする。

- イ 避難場所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も考慮するものとする。

## 10 一定期間経過後の食事の質の確保

---

- (1) 食料の供給に当たり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保に努める。
- (2) ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開する等、災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。
- (3) 一定の期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点から、メニューの多様化や適温食等を確保し、避難場所における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難場所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

## 11 避難場所の解消

---

### (1) 避難場所の解消に向けた環境整備

---

- ア 避難場所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、迅速な応急仮設住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを行うこととする。
- イ 半壊した住宅については、居住を続けながら本格補修へとつなぐことができるよう、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の活用を図るなどし、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮するものとする。
- ウ 避難場所の設置は応急的なものであるため、避難場所とした施設本来の施設機能を早期に回復することが必要であることから、上記の施策を講じるのと平行して、できるだけ避難場所の早期解消を図るものとする。
- エ 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を有していることにかんがみれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、関係各課と連携を図り、福祉施設等への入所を積極的に活用することで、早期退所が図られるように努めるものとする。

### (2) 避難場所の再編時のコミュニティ維持

---

避難場所の再編に際して、コミュニティ維持に配慮するものとする。また、仮設住宅にもコミュニティ単位で入居することは仮設住宅におけるコミュニティの維持や防災集団移転等の地区の復興を考えるうえで有益であるので、考慮するものとする。

### (3) 住まいや仕事の確保等

住まいや仕事の確保、訪問等による個別相談、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせ、避難場所の閉鎖後のコミュニティの維持・再生のことも考慮し、総合的に対応するものとする。

## 14 在宅避難

1. 避難場所の運営に当たり、避難場所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者も、支援の対象にするものとする。
2. そのため、避難場所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難場所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難場所を設置するものとする。
3. 在宅での避難生活を余儀なくされた者に対して、自治会や町職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。
4. 基本法第90条の3に基づき作成する被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難場所を拠点として支援を行うものとする。
5. 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者の把握及び必要物資の提供について、関係各課・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

## 15 広域避難

### 1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

### 2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

### 3 道外への広域避難

---

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

### 4 避難者の受け入れ

---

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### 5 関係機関の連携

---

- (1) 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 16 広域一時滞在

---

### 1 道内における広域一時滞在

---

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。  
なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
- (2) 道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在中の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提

供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は、必要に応じて知事に助言を求めるものとする。

- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より、受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より、道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により、市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは、代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

## 2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 知事は、協議元市町村長より、道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。  
また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より、受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、知事より、受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに

その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

- (7) 知事は、協議元市町村長より、道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により、市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあっては、協議先知事との協議を実施する。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

---

道及び市町村は、広域一時滞在により、居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

### 4 内閣総理大臣による協議等の代行

---

内閣総理大臣は、災害の発生により、市町村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

## 17 迅速な避難を開始するために

---

### 1 日頃からの備え

---

住民は、迅速に避難を開始するために、日頃から次の準備をしておくものとする。

- (1) 日頃から、家族、職場、学校等で、ハザードマップから身近な危険箇所を確認し、どこにどのように避難するか確認するとともに、避難場所までの所要時間を確認しておくものとする。また、災害毎に避難場所が異なる場合があるため、洪水災害時の避難先、あるいは地震災害時の避難先を確認しておくものとする。
- (2) 天気予報や気象予警報から、台風や大雨、竜巻等の悪天候についての情報に注意を払うものとする。
- (3) 災害時において、家族の3日間程度の食料等を備蓄しておくものとする。
- (4) 避難開始時間の短縮を図るため、避難場所で生活する際に必要なものをひとつにまとめておくものとする。
- (5) 家族が別々のときに災害が発生し、それぞれが避難しなければならないことを想定し家族で連絡を取り合う手段や集合場所等について話し合っておくものとする。

- (6) 一人で避難が困難だと思っている人、あるいは、家族に要配慮者がいる場合には地域等に相談し、避難時の支援について相談しておくものとする。

## 2 避難時の備え

---

- (1) テレビ、ラジオ、インターネットなどで最新の情報を確認し、危険を感じたら町の避難の指示等を待たずに、自主的に避難を開始するとともに、町からの避難の指示等の指示に従い迅速に避難を開始するものとする。
- (2) 避難を開始する前に、ガスの元栓を閉め、ストーブやアイロン等の電化製品における通電再開時の火災発生予防のため、電気のブレーカーを必ず切り、安全対策を行うものとする。
- (3) 避難する場合には、隣近所に声を掛け合って、複数人で行動するとともに、特に、要配慮者の支援を行うように心掛けるものとする。

## 3 避難行動時の留意点

---

### (1) 水害

---

- ア 夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難経路上の危険箇所の把握が困難な場合は屋外での移動は極力避ける。
- イ 膝上の高さまで浸水している道路の通行は危険である。
- ウ 膝下までの浸水であっても流れが速いと歩行ができない。
- エ 道路上10 c m程度の浸水であってもマンホールの蓋が開いている場合もあるので危険である。
- オ 上記のことを踏まえ、避難場所まで歩行避難が危険な状態になった場合には、自宅や隣接建物の2階等に避難する。ただし、厚沢部町洪水ハザードマップにて、浸水の深さが2.0m以上の地域は、必ず、浸水が始まる前に、避難場所へ避難を完了すること。

### (2) 土砂災害

---

- ア 土砂災害の前兆現象に注意し危険を感じたら、直ちに町や関係機関へ通報するとともに、速やかに避難する。
- イ 避難する際、他の土砂災害危険箇所内の通過は避ける。
- ウ 土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れる。

### (3) 地震

---

- ア 避難場所までの経路は、倒壊した建物やガラスの散乱物等を避けるとともに、道路のひび、段差や液状化による歪みに注意し選択するものとする。
- イ 火災の延焼の危険がある場所を避けて避難する。

#### (4) 津波

---

- ア 津波は川を遡上してくるため、絶対に川に近寄らない。
- イ 強い揺れの地震（震度4程度以上）を感じたとき又は地震の揺れは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜や川から離れ、高台等の安全な場所に避難する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜や川から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- エ 正しい情報をテレビ、ラジオ、防災機関の広報等を通じて入手する。
- オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜や川等に近づかない。

## 18 避難場所一覧

---

避難場所は、資料編6－1に示すとおりとなる。

資料6－1 避難場所一覧
--------------

## 第5節 応急措置実施計画

### 1 町の実施する応急措置

1. 町長及びその所轄の下に行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
2. 町長は、応急措置を始めとする災害応急対策を実施するため、必要に応じ、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

### 2 警戒区域の設定

#### 1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### 2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

#### 3 消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

#### 4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

## 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条)

---

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

### 1 災害派遣要請

#### 1 要請手続等

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（檜山振興局長）に要求する。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び本町に係る災害の状況を要請先である陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 町長は、人命の緊急救助に関し、知事（檜山振興局長）に要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事（檜山振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（檜山振興局長）に連絡し、上記（1）の手続を行なうものとする。

#### 2 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

### 2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1. 被害状況の把握
2. 避難の援助
3. 遭難者等の搜索救助活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 道路又は水路の啓開
7. 応急医療、救護及び防疫

8. 人員及び物資の緊急輸送
9. 炊飯及び給水
10. 物資の無償貸付又は譲与
11. 危険物の保安及び除去
12. その他

### 3 派遣要請先

要請先	住所	連絡先
檜山振興局地域政策課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6470
陸上自衛隊第11旅団第28普通 科連隊（函館駐屯地司令）	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線239（当直302）

## 第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、被災市町村だけでは十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 町、北海道、国間の応援・受援活動

#### (1) 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じ、被災市町村に対して職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど、災害対応能力の向上に努めるものとする。

#### (2) 応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村だけでは十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

#### (3) 基本法による応援

- ア 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- イ 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（総合振興局長及び振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
- ウ 知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

## 2 道から他の都府県に対する応援の要請等

---

### (1) 応援協定による応援要請

---

北海道における大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（行政機関に関する協定）並びに「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

### (2) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

---

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、道及び市町村は、訓練等を通じ、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### (3) 基本法による応援要求

---

- ア 知事は、道内における大規模災害時に、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- イ 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

## 3 道から指定行政機関等に対する応援の要求

---

北海道における大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

## 4 他の都府県等からの応援要求への対応

---

- (1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。  
また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。
- (2) 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

## 5 消防機関

---

1. 大規模災害が発生し、町の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じて町長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
2. 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
3. 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

## 第8節 ヘリコプター等活用計画

---

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

### 1 基本方針

---

道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 2 ヘリコプター等の活動内容

---

- 1 災害応急対策活動
  - (1) 被災状況調査などの情報収集活動
  - (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 2 救急・救助活動
  - (1) 傷病者、医師等の搬送
  - (2) 被災者の救助・救出
- 3 火災防御活動
  - (1) 空中消火
  - (2) 消火資機材、人員等の搬送
- 4 その他  
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 3 ヘリコプター等保有機関の活動等

---

#### 1 北海道

---

北海道災害対策本部等の指示又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第4章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

#### 2 北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察

---

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

#### 3 自衛隊

---

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

## 4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関を始め、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

## 5 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

### 1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

施設名	所在地	広さ (m×m)	施設の管理者・電話番号
多目的運動広場	緑町34	190×125	教育委員会 64-3318
厚沢部中学校 (グラウンド)	新町250	160×98	学校長 64-3354
鶉小学校 (グラウンド)	鶉町212-3	120×70	〃 65-6351
館小学校 (グラウンド)	館町187-1	110×85	〃 66-2230

### 2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

## 第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町を始めとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては、各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど、円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 1 実施責任

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、町単独では救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 2 救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、災害発生からの72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

### 3 救出に必要な機械器具

救出に必要な機械器具は、資料編5－1に示すとおりとなる。

#### 資料5－1 防災資機材保有状況

## 第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1 基本方針

1. 医療救護活動は、災害急性期においては、必要に応じて、道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等への派遣を要請することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。  
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
2. 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員によって組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
3. 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等によって組織する。
4. 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - （1）トリアージ
  - （2）傷病者に対する応急処置及び医療
  - （3）傷病者の医療機関への搬送支援
  - （4）災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。
  - （5）助産救護
  - （6）被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
  - （7）被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
5. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
6. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - （1）傷病者に対する精神科医療
  - （2）被災者及び支援者に対する精神保健活動

### 2 医療救護活動の実施

#### 1 町

- （1）町は、災害の程度により、医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- （2）町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健

指導及び栄養指導を実施する。

## 2 災害拠点病院

---

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき、救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により、地域の医療機関を支援する。

## 3 輸送体制の確保

---

### 1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

---

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などによって移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等によって行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

### 2 重症患者等

---

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、町又は救護班が確保した車両によって搬送する。道路の損壊などによって搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等によって行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

## 4 医薬品等の確保

---

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

## 5 臨時の医療施設に関する特例

---

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により、臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

## 第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1. 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
2. 当該地域を管轄する保健所長の指導の下、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

### 2 防疫班等の編成

ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、防疫班を編制する。

### 3 検水班の編成

災害のため水質汚染が考えられる場合は、検水班を編成し、採取した水は江差保健所に依頼し、水質検査を行うこととする。

### 4 感染症の予防

#### 1 知事からの指示

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、町における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

#### 2 検病調査及び保健指導

検病調査班は、次の要領により、検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難場所においては、道等と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。

- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

### 3 予防接種

---

知事は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

### 4 清潔方法

---

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

#### (1) ごみ

---

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

#### (2) し尿

---

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

### 5 消毒方法

---

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

- (1) 浸水家屋、下水、不潔な場所は必要に応じ、クレゾール水で拭浄したり、床下は湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布する。
- (2) トイレは、フェノール水又はクレゾール水で拭浄するか散布し、便槽には生石灰を投入する。
- (3) 井戸は、水量に応じて薬剤を投入し、充分かくはんした後、12時間以上放置させ飲用する。

### 6 各世帯の家屋等の消毒指導

---

被災直後に各戸に対しクレゾール、クロール石灰等の消毒剤配付を行い、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒など衛生指導を徹底する。

---

## 7 ねずみ族、昆虫等の駆除

---

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

---

## 8 生活用水の供給

---

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

---

## 9 一般飲用井戸等の管理等

---

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

---

# 5 避難場所の防疫指導

---

町長は、指定避難所等の応急施設について、次によって防疫指導等を実施するものとする。

---

### 1 健康調査等

---

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

---

### 2 清潔方法、消毒方法等の実施

---

保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

---

### 3 集団給食

---

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

## 4 飲料水の管理

---

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

## 6 家畜防疫

---

### 1 実施責任者

---

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

### 2 実施の方法

---

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

## 7 防疫に必要な資器材の保管場所等

---

防疫活動に必要な資器材の在庫場所、資器材名及びその数量、所管は次のとおりである。

資料5－3 防疫に必要な資機材等
------------------

## 第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じ、別に定めるところにより、災害警備本部等を設置するものとする。

### 2 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。
- (3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

### 3 事前措置に関する事項

#### 1 町長が行う警察官の出動要請

町長が災害対策基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の必要な準備をすることを要請し、もしくは求める場合は、江差警察署長を経て、函館方面本部長に対し行うものとする。

#### 2 町長の要求により行う事前措置

江差警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条に基づき、事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。前項により署長が指示し、通知を行ったときは、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

#### 3 宿泊施設の確保

町長は、応援警察部隊の宿泊施設確保について協力するものとする。

## 4 応急措置に関する事項

---

1. 江差警察署長は警察官が基本法第63条第2項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は直ちに町長に通報するものとする。通報を行った場合の事後処理は町長が行うものとする。
2. 江差警察署長は警察官が基本法第64条第7項及び第65条第2項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合の損失の補償等の事後処理については町長が行うものとする。

## 5 災害時における交通規制に関する事項

---

1. 江差警察署長は、その管轄区域内の道路が、災害により欠壊等で危険な状態が発生し、又はその状況により必要のあると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、一時的に歩行者、又は車輛等の通行を禁止し、制限するものとする。
2. 警察官は災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者、又は車輛等の通行を禁止し、制限するものとする。

## 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

### 1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど、事前の備えに努める。

#### 1 町

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。  
また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。
- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 2 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

### 3 北海道開発局

---

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

### 4 北海道

---

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

### 5 自衛隊

---

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

## 2 道路の交通規制

---

### 1 道路交通網の把握

---

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

## 2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道警察江差警察署は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

## 3 関係機関との連携

交通規制により通行の禁止制限が行われた場合は、町は、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

## 4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

### 1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

### 2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（総合振興局長又は振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

- (2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（総合振興局又は振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

- (3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

- (4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、公安委員会の意思決定によって規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であり、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

#### イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

#### 4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じ、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

### 3 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき、緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

#### 1 計画内容

##### (1) 対象地域

道内全域

##### (2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

## 2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

---

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映し、緊急輸送道路総延長は11,371kmに上っている。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長7,245km〉

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く。）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長3,831km〉

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長295km〉

## 第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 1 実施責任者

災害時における輸送は、町長が実施するものとする。

### 2 輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のための必要な人員、器材の輸送
- (4) 飲料水の確保と運搬給水
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が行う輸送

### 3 道路輸送

道路交通が確保されている場合の輸送は町有車輛をもって行うものとし、災害の規模に応じて民間輸送業者から借り上げ輸送を行うものとする。

### 4 空中輸送

地上輸送が不可能な場合、あるいは山間僻地等へ緊急輸送の必要が生じたときは、知事（檜山振興局長）を経由してヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

## 第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

#### 1 町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

#### 2 北海道

必要に応じ、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

#### 3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

## 2 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について檜山振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接又は檜山振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

### 1 町内の米穀取扱業者

町内の米穀取扱業者は、資料編5－4に示すとおりとなる。

#### 資料5－4 米穀取扱業者

### 2 供給対象

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

### 3 供給品目

---

供給品目は原則として米穀とするが、実情等によっては乾パン等も含むものとする。

### 4 調達方法

---

町内において調達が不可能なとき、又は必要量が確保できない場合は、近隣町長に対しあつせんの依頼をするものとする。

## 3 炊き出し計画

---

### 1 炊き出しの協力団体

---

炊き出しは、第2章第5節「住民組織等の活用」に掲げた団体へ協力を要請する。

### 2 現場責任者の配置

---

炊き出しを実施する場合、担当対策部長は当該部員の中から選任したものを現場責任者として派遣、駐在させ、炊き出しの指揮監督に当たらせるものとし、必要に応じて他の対策部から応援を得るものとする。

### 3 炊き出しの応援要請

---

#### (1) 応急食品

---

献立は栄養価を考慮するが、被災状況により食品等が確保されるまでは、おにぎりや漬物、缶詰等を供給するものとする。

#### (2) 食品衛生

---

炊き出しの実施に当たっては、食品衛生の確保に万全を期すものとする。

#### (3) 炊き出しの応援要請

---

食品の給与、物資の確保ができないときは、道や隣接町長に応援を要請するものとし、当該手続き事務は担当対策部が総務財政対策部を通じて行う。

### 4 炊き出しの施設

---

炊き出しに使用する施設は、本章第4節「避難対策計画」に掲げる避難場所内の施設とし、対象者数等により当該施設のみで対応することが困難な場合、現場責任者は担当対策部長に指示を仰ぎ、適宜その他の施設を使用するものとする。

## 第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 1 実施責任

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

#### 1 個人備蓄の推進

町は、飲料水を始めとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

#### 2 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

### 2 補給水利の種別、供給

補給水利は隣接する水道施設とする。

### 3 給水の方法

#### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により、補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

#### (2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

#### (3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により、衛生上無害な水質とし、供給する。

## 4 応急給水用資器材の確保

---

建設水道対策部（上下水道班）は被害状況を迅速に把握するとともに、応急給水資器材は、町内及び近隣町村の業者から確保する。

## 5 給水施設の応急復旧

---

給水施設の復旧については、消火栓及び医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

## 6 応援の要請

---

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

## 第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の支給並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

#### (1) 物資の調達、輸送

- ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

### 2 支給又は貸与の対象者

町長は、災害によって日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じ、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

### 3 支給又は貸与の方法

#### 1 数量及び期間

被害状況及び世帯構成人員に応じて一時的に急場をしのぐ程度の被服、寝具その他生活必需品の支給及び貸与は災害発生の日からおおむね10日間とし、状況によりその都度町長が定めるものとする。

#### 2 地区別の取扱責任者の決定

給与及び貸与物品の取扱いを適正に行うため、地区毎に取扱者及び取扱責任者を置くものとし、取扱者に民生委員を充てる。

#### 3 支給及び貸与台帳の整備

被災者に対し支給又は貸与を行った場合「支給及び貸与台帳」により、その内容を明確に記

録するものとする。

## 4 義援金品の取扱い

---

町に送付された義援金品の受付、記録、保管は、物資の調達被災者への配分等、その状態に応じて適切かつ、公平正確に行うこととする。

## 5 物資の調達

---

担当対策部は調査した被災者名簿に基づき救援物資購入計画を直ちに樹立し、これにより町内業者等から購入する。なお、町の独自で購入することが困難な場合、町長は救援物資等の調達及びあっせん並びに収用を知事に要請することとする。

## 第18節 石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

### 1 実施責任者

---

町は、町で管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

### 2 石油類燃料の調達

---

1. 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握するように努めるものとする。
2. 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
3. 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
4. LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

## 第19節 電力応急計画

電力応急計画は、町が北海道電力株式会社と連絡を密にし、復旧要請、広報等を行う。

## 第20節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 上水道

#### 1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町（水道班）は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- （１）施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- （２）要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- （３）被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- （４）住民への広報活動を行う。

#### 2 広報

町（水道班）は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 2 下水道

#### 1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町（水道班）は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- （１）施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- （２）要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- （３）被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- （４）管渠・マンホール内部の土砂を取り去る、また、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- （５）処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- （６）住民への広報活動を行う。

## 2 広報

---

町（水道班）は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第21節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

### 1 災害の原因及び被害種別

#### 1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 山崩れ
- (4) 地すべり
- (5) 土石流
- (6) 崖崩れ
- (7) 落雷

#### 2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤の埋塞
- (7) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- (9) ダム貯水池の流木等の堆積
- (10) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

### 2 応急土木復旧対策

#### 1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により、実施する。

## 2 応急対策及び応急復旧対策

---

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

### (1) 応急措置の準備

---

- ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

### (2) 応急措置の実施

---

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等（基本法第64条）を実施し、又は、道及び防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

### (3) 応急復旧

---

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

## 3 関係機関等の協力

---

関係機関等は、法令及び本計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第22節 被災宅地安全対策計画

地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る。

### 1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

### 2 危険度判定の支援要請

町長は、知事に対して、判定士の派遣等を要請する。

### 3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1. 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定行う。
2. 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
3. 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

1. 宅地に係る被害情報の収集
2. 判定実施計画の作成
3. 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
4. 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
5. 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

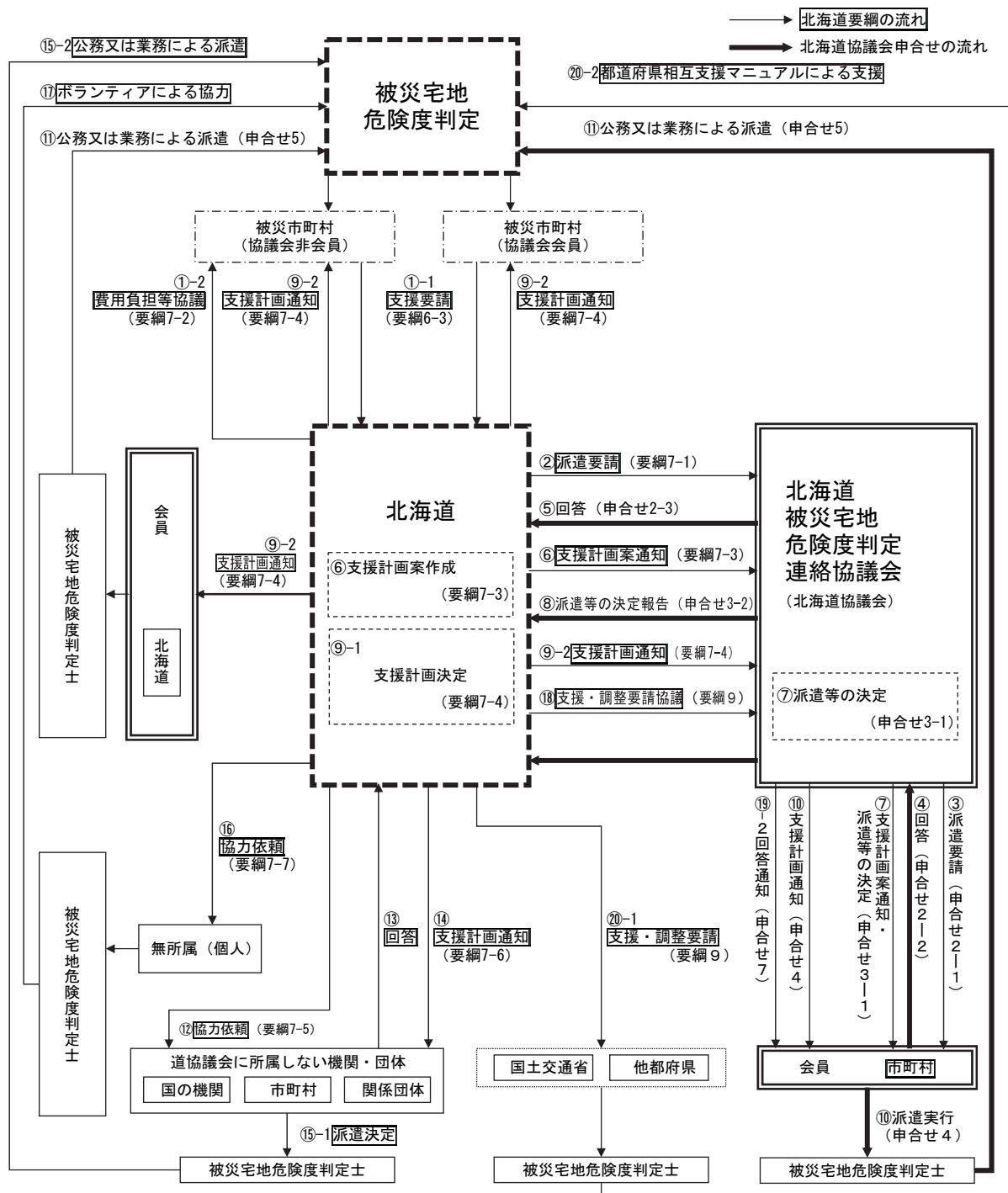
## 5 事前準備

---

町は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

1. 町及び道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
2. 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備に努める。
3. 道は、市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
4. 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



## 第23節 住宅対策計画

災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難場所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 2 実施の方法

#### 1 避難場所

町は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難場所を開設するものとする。

#### 2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### 3 応急仮設住宅

##### (1) 入居対象者

原則として、条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住宅がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

### (3) 建設型応急住宅の建設

---

原則として、建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

### (4) 建設型応急住宅の建設用地

---

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

### (5) 維持管理

---

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任される。

### (6) 規模、構造、存続期間及び費用

---

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てによって実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受け、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### (7) 維持管理

---

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

### (8) 運営管理

---

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

## 4 平常時の規制の適用除外措置

---

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

## 5 住宅の応急修理

### (1) 対象者

- ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

### (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

### (3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

## 6 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

- ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

- ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- イ 火災による場合

- ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

### (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

### (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

- ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害によって住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

### 3 資材等のあっせん、調達

---

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼するものとする。

### 4 住宅の応急復旧活動

---

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

#### 資料7-3 応急仮設住宅の規模、構造等

## 第24節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

### 2 担当対策部

障害物の除去は建設水道対策部が実施することとする。

### 3 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

1. 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
2. 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
3. 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 4 障害物除去の方法

1. 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じて自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
2. 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 5 除去した障害物の集積場所

1. 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
2. 町は、道及び北海道財務局と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

3. 障害物の保管等の場所は次の点に留意して決定する。
  - (1) 人命、財産に被害を与えない場所とする。
  - (2) 道路交通の障害とならない場所とする。
  - (3) 盗難等の危険のない場所とする。
  - (4) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名等を公示する。
4. 保管した工作物が滅失し、破損のおそれのあるとき、その保管に不相当の費用、手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。売却の方法、手続きは競争入札または随意契約による。

## 6 放置車両の除去

---

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 7 除去に必要な機械器具の種別、数量、所管

---

障害物除去に使用する機械器具は町所有のものとし、必要に応じて民間所有機械を借上げて対処する。

資料5－5 除去に必要な機械器具の種別、数量、所管
---------------------------

## 第25節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

#### 1 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え、職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童生徒等の安全確保

###### ア 在校(所)中の安全確保

防災教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

### 2 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の支給は町長が知事の委任により実施する。

## 2 応急対象実施計画

---

### 1 応急教育対策

---

#### (1) 休校措置

---

##### ア 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったとき各学校長は、教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとることとする。

この場合、帰宅についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要ある場合は教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

##### イ 登校前の場合

休校措置を登校前に決定したときは、学校長は直ちにその旨を各学校があらかじめ定める確実な方法で、児童、生徒に周知徹底を図ることとする。

### 2 施設の確保と復旧対策

---

#### (1) 応急復旧

---

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

#### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

---

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

#### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

---

公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

#### (4) 仮校舎等の建築

---

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

### 3 教育の要領

---

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安

全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難場所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

## 4 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

## 5 学校給食等の措置

給食施設が被災したときは、町は関係機関と連携し、できるかぎり給食の継続が図れるように努めるものとする。

## 6 衛生管理対策

学校がり災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて被災学校の教職員及び児童生徒に対し、感染予防接種や健康診断を実施すること。

## 3 学用品の調達及び支給

### 1 支給の対象者

家屋の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書、学用品を滅失、き損し、就学上支障のある者に対して支給する。

## 2 支給の方法

---

当該学校長と緊密な連絡をとり、学校長を通じて対象者に支給するものとする。

## 3 支給品目

---

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

## 4 学用品の調達

---

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、教科書取扱店から調達するものとする。また、町内の他の学校に対し、古本の供与を依頼するものとする。

教科書以外の学用品は、町内の文房具店等から調達する。

## 4 文化財の保全対策

---

文化財の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全、保護にあたり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を報告するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第26節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理、埋葬は、町長が関係機関の協力を得て行うものとする。災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

### 2 実施の方法

#### 1 行方不明者の搜索

##### (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

##### (2) 搜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

#### 2 応援要請

関係市町村への要請は次のとおりとする。

- (1) 町内で被災し、町独自で搜索の実施が困難であり隣接市町村の応援を要する場合、関係市町村にその旨要請する。
- (2) 遺体の流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合、遺体が漂着していると予想される市町村に対し、搜索要請を行う。
- (3) 応援要請に際しては次の事項を提示する。
  - ・遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
  - ・遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、着衣等

#### 3 遺体の処理

##### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

## (2) 処理の範囲

---

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存(町)
- ウ 検案
- エ 死体見分(警察官)

## (3) 安置場所の確保

---

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

# 4 遺体の埋葬

---

## (1) 対象者

---

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

## (2) 埋葬の方法

---

- ア 町長は、遺体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては火葬にする。
- ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行う。

# 5 広域火葬の調整等

---

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

# 6 平常時の規制の適用除外措置

---

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

## 第27節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

### 1 家庭動物等の取扱い

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
2. 災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

### 2 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第28節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

### 1 実施責任

---

家畜飼料の円滑な確保は、町長が行う。

### 2 実施の方法

---

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって檜山振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

#### 1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

---

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

#### 2 転飼

---

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法(預託、附添等)
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第29節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴って発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「市町村災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第24節「障害物除去計画」によるものとする。

### 1 実施責任

1. 災害廃棄物の処理は、市町村が行うものとする。なお、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施するものとする。
2. 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

### 2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

#### 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

#### 2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、檜山振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、檜山振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。

## 第30節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、災害ボランティアセンターの活動等については、「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「厚沢部町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

### 1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

### 2 ボランティアの受入れ

町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

1. 災害・安否・生活情報の収集・伝達
2. 炊き出し、その他の災害救助活動
3. 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
4. 清掃及び防疫
5. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
6. 被災建築物の応急危険度判定
7. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
8. 災害応急対策事務の補助
9. 救急・救助活動
10. 医療・救護活動
11. 外国語通訳
12. 非常通信
13. 被災者の心のケア活動

- 14. 被災母子のケア活動
- 15. 被災動物の保護・救助活動
- 16. ボランティア・コーディネート

## 4 ボランティア活動の環境整備

---

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

## 第31節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

### 1 実施責任者

災害時における労務要員の確保は町長が行う。

### 2 労務者雇用の範囲

1. 被災者の避難のために要するもの
2. 医療及び助産の移送のために要するもの
3. 被災者の救出のため、機械器具資材の操作のため要するもの
4. 救助物資の支給に要するもの
5. 行方不明者の捜索及び遺体処置のため要するもの
6. その他町長が必要と認める場合

### 3 供給の方法

1. 町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
2. 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
  - (1) 職業別、所要労働者数
  - (2) 作業場所及び作業内容
  - (3) 期間及び賃金等の労働条件
  - (4) 宿泊施設等の状況
  - (5) その他必要な事項
3. 公共職業安定所長は、前各号により、労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

### 4 賃金及びその他の費用負担

1. 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
2. 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

## 第32節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

### 1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

### 2 要請手続等

1. 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
2. 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17の規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
  - (1) 派遣のあっせんを求める理由
  - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

### 3 派遣職員の身分取扱

1. 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
2. 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職

員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3. 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
4. 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
5. 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

## 4 災害派遣手当の基準

---

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を定める。

## 第33節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施体制

救助法による救助は、知事（檜山振興局長）が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

### 2 救助法の適用基準

#### 1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘要
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準   ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修によって再使用することが困難で、具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。   ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。   ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。   2 世帯の判定   (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。   (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

## 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

## 3 救助法の適用手続き

1. 町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を檜山振興局長に報告しなければならない。
2. 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに檜山振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

## 4 救助の実施と種類

### 1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知によって委任する。

#### (1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）

救助の種類	実施期間	実施者区分
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

## （２）災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

## ２ 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度において、それぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めによって実施するものとし、同法第5条、第6条によって行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

## ５ 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱については、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

### 資料７－４ 災害救助法に基づく救助の実施と種類

## 第5章 地震・津波対策計画

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、本町における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第1節 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町は、道及び防災関係機関と連携し、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

#### 1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を取るものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

#### 1 家庭における措置

平常時の心得	1. 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。     2. 崖崩れ等、危険箇所を確認する。     3. 建物の補強、家具の固定をする。     4. 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。     5. 消火器等の用意をする。     6. 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。 (第3章第5節第1項3「非常時に備える3ステップを参照」)     7. 地域の防災訓練に進んで参加する。     8. 隣近所と地震時の協力について話し合う。     9. 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。     10. 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握     11. 町内会における要配慮者への配慮     12. 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地震発生時の心得	1. まずわが身の安全を図る。     2. 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。     3. 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。     4. 火が出たらまず消火する。     5. あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。     6. 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。     7. 山崩れ、崖崩れ、津波の河川遡上、浸水に注意する。     8. みんなが協力し合って、応急救護を行う。     9. 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。     10. 秩序を守り、衛生に注意する。
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 職場における措置

平常時の心得	1. 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。     2. 消防計画により避難訓練を実施すること。     3. とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。     4. 重要書類等の非常持出品を確認すること。     5. 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
地震発生時の心得	1. まずわが身の安全を図る。     2. 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じ、あわてずに、まず身の安全を確保する。     3. 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。     4. 職場の消防計画に基づき行動すること。     5. 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。     6. 正確な情報を入手すること。     7. 近くの職場同士で協力し合うこと。     8. マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

### 3 地震発生後、とるべき措置

集客施設	1. 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。     2. あわてて出口・階段などに殺到しないこと。     3. 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。
街など屋外	1. ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。     2. ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。     3. 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。
自動車の走行中	1. 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。     2. 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。     3. 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
自動車の走行中	4. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
避難するとき	被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

### 4 津波に対する心得

一般住民	1. 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。     2. 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。     3. 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。     4. 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。     5. 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	6. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。   7. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。   8. 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。   9. 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。   10. 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。   11. 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 地震に強いまちづくり推進計画

町は、道及び防災関係機関と連携し、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### 1 地震に強いまちづくり

- (1) 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地等について、防災に配慮した建物や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町は、道と連携し、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努める。

### 2 建築物の安全化

- (1) 町は、道と連携し、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、道と連携し、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造物材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町は、道及び国と連携し、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (4) 町は、道と連携し、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結

果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。

- (5) 町は、道及び国と連携し、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 町は、道と連携し、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 町は、道や防災関係機関及び施設管理者と連携し、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

### 3 主要交通の強化

---

町は、道及び防災関係機関と連携し、主要な道路の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

### 4 通信機能の強化

---

町は、道及び防災関係機関と連携し、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 5 ライフライン施設等の機能の確保

---

- (1) 町は、道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。  
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- (2) 町は、道及び防災関係機関や関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町は、道及び防災関係機関と連携し、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (4) 町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

## 6 復旧対策基地の整備

---

町は、道と連携し、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる公園等の整備に努める。

## 7 液状化対策等

---

- (1) 町は道、防災関係機関及び公共施設等の管理者と連携し、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- (3) 町は道及び国と連携し、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

## 8 危険物施設等の安全確保

---

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 9 災害応急対策等への備え

---

町は、道及び防災関係機関と連携し、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。

## 3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

---

第3章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 4 防災訓練

---

第3章第4節「防災訓練計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

---

第3章第5節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 6 相互応援（受援） 体制整備計画

---

第3章第6節「相互応援（受援）体制整備計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 7 自主防災組織の育成等に関する計画

---

第3章第8節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 8 避難体制整備計画

---

第3章第7節「避難体制整備計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

---

第3章第9節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 10 津波災害予防計画

---

町は、津波による河川遡上災害予防として、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるような避難情報の伝達内容について検討するとともに、河川遡上危険地域の監視、巡回体制、さらには、避難誘導計画等の整備に努めるものとし、特に、津波による河川遡上についての防災知識の普及に努めるものとする。

## 11 火災予防計画

---

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

### 1 地震による火災の防止

---

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2 火災予防の徹底

---

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

### 3 予防査察の強化指導

消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に本町の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4 消防力の整備

消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### 5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

## 12 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

### 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は道及び防災関係機関と連携し、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化

- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

## 2 保安対策

### (1) 事業者

危険物	1. 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。     2. 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。     3. 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。
火薬類	1. 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。     2. 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。
高圧ガス	1. 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。     2. 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

## (2) 町（消防機関）

危険物	1. 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。 2. 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。
火薬類	1. 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
高圧ガス	1. 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 3 災害対策

## (1) 事業者

毒物・劇物	1. 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。 2. 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 町（消防機関）

毒物・劇物	1. 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
-------	------------------------------------------------------------------

## 13 建築物等災害予防計画

## 1 建築物の防災対策

## (1) 木造建築物の防火対策の推進

町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

## (2) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修

の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づいて勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

### (3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

### (4) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

## 2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、補助制度を活用し、安全な場所への移転促進に努める。

### (1) がけ地近接危険住宅移転事業制度

災害の未然防止を図るため、崖地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、国民の生命の安全を確保する制度。

## 14 土砂災害の予防計画

第3章第17節「土砂災害予防計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 15 液状化災害予防計画

### 1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」(1964年)を契機として認識されたところである。「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」に

においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立てなどによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い、以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

## 2 液状化対策の推進

---

液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

## 3 液状化対策の普及・啓発

---

町民、施工業者等に対して、液状化対策の知識の普及・啓発を図る。

## 16 積雪・寒冷対策計画

---

第3章第18節「積雪・寒冷対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 17 業務継続計画の策定

---

第3章第20節「業務継続計画の策定」に定めるところにより実施するものとする。

## 18 複合災害に関する計画

---

第3章第19節「複合災害に関する計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 第2節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、道、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 1 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は道及び防災関係機関と相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

#### 1 災害対策本部

第2章第3節「災害対策本部」を準用する。

#### 2 職員の動員配備

第2章第4節「動員計画」を準用する。

### 2 災害情報等収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりとするほか、第4章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところにより実施するものとする。

#### 1 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)
- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

### 3 災害広報・情報提供計画

---

第4章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるところにより実施するものとする。

### 4 避難対策計画

---

第4章第4節「避難対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

### 5 救助救出計画

---

第4章第9節「救助救出計画」に定めるところにより実施するものとする。

### 6 地震火災等対策計画

---

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

#### 1 消防活動体制の整備

---

その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

#### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

---

地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

#### 3 相互応援協力の推進

---

消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援

### (3) 緊急消防援助隊による応援

## 4 地震火災対策

---

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

### (1) 消防職員等の確保

---

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

### (2) 消防水利の確保

---

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

### (3) 応急救出活動

---

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内の住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

### (4) 初期消火の徹底

---

住民に対しては平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 7 津波災害応急対策計画

---

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

### 1 津波による河川遡上の自衛措置

---

津波による河川遡上は、場合によっては大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が

伝達されるよりも早く到達する場合もあるため被害が想定される本町においては、情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- （1）町長は自らの判断で、河川付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行う。
- （2）津波警報・注意報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

## 8 災害警備計画

---

第4章第12節「災害警備計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 9 交通応急対策計画

---

第4章第13節「交通応急対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 10 輸送計画

---

第4章第14節「輸送計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 11 ヘリコプター等活用計画

---

第4章第8節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 12 食料供給計画

---

第4章第15節「食料供給計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 13 給水計画

---

第4章第16節「給水計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 14 衣料・生活必需物資供給計画

---

第4章第17節「衣料・生活必需物資供給計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 15 石油類燃料供給計画

---

第4章第18節「石油類燃料供給計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 16 生活関連施設対策計画

---

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放

送施設等)が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

## 1 上水道

---

### (1) 応急措置

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

### (2) 広報

町は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

## 2 下水道

---

### (1) 応急復旧

町は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

### (2) 広報

町は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 3 電気

---

### (1) 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況(停電の状況)の調査、施設の点検を実施し、施設に被害(停電)があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

### (2) 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況(停電の状況)、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 4 ガス

---

### (1) 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

### (2) 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

## 5 通信

---

### (1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生によって通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

### (2) 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 6 放送

---

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

## 17 医療救護計画

---

第4章第10節「医療救護計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 18 防疫計画

---

第4章第11節「防疫計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 19 廃棄物等処理計画

---

第4章第29節「廃棄物等処理計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 20 家庭動物等対策計画

---

第4章第27節「家庭動物等対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 21 文教対策計画

---

第4章第25節「文教対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 22 住宅対策計画

---

第4章第23節「住宅対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 23 被災建築物安全対策計画

---

第4章第22節「被災宅地安全対策計画」を準用するほか、地震による被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

### 1 応急危険度判定の活動体制

---

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

資料7-5 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

### 2 石綿飛散防災対策

---

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

## 24 被災宅地安全対策計画

---

第4章第22節「被災宅地安全対策計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 25 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

---

第4章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより実施

するものとする。

## 26 障害物除去計画

---

第4章第24節「障害物除去計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 27 広域応援・受援計画

---

第4章第7節「広域応援・受援計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 28 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

---

第4章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 29 防災ボランティアとの連携計画

---

第4章第30節「防災ボランティアとの連携計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 30 災害救助法の適用と実施

---

第4章第33節「災害救助法の適用と実施」に定めるところにより実施するものとする。

## 第6章 水防計画

水防に関する計画は、厚沢部町地域防災計画の別冊である「水防計画」による。



## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大等、社会構造の変化により、道路災害、危険物等災害、火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり、それぞれの事故災害について予防及び応急対策を定めるものとする。

### 第1節 道路災害対策計画

#### 1 基本方針

道路構造物の被災により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

#### 2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

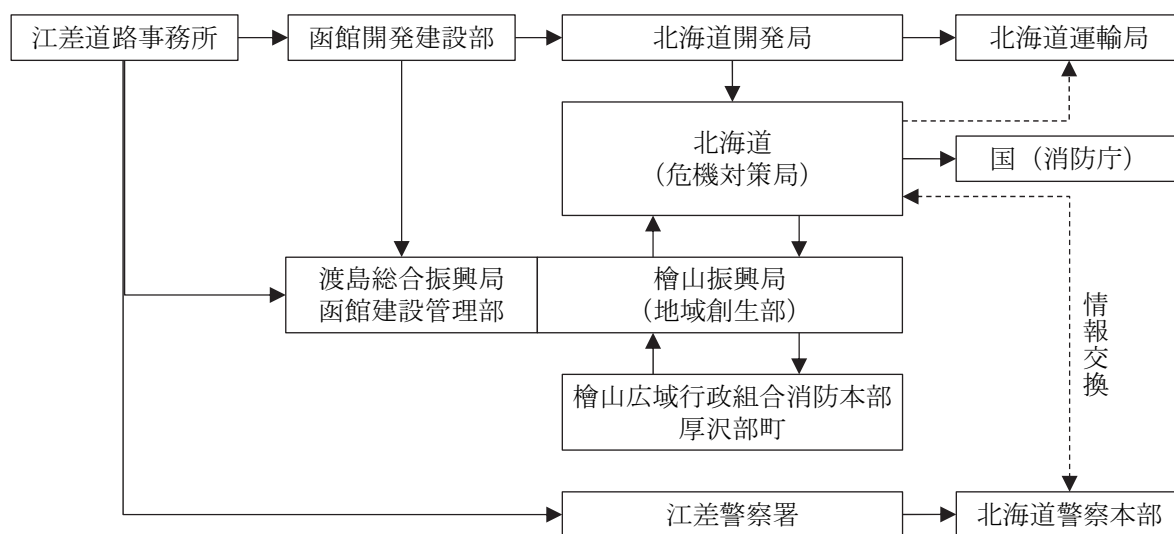
- (1) 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。  
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- (6) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制の整備や資機材の確保に努めるものとする。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

### 3 災害応急対策

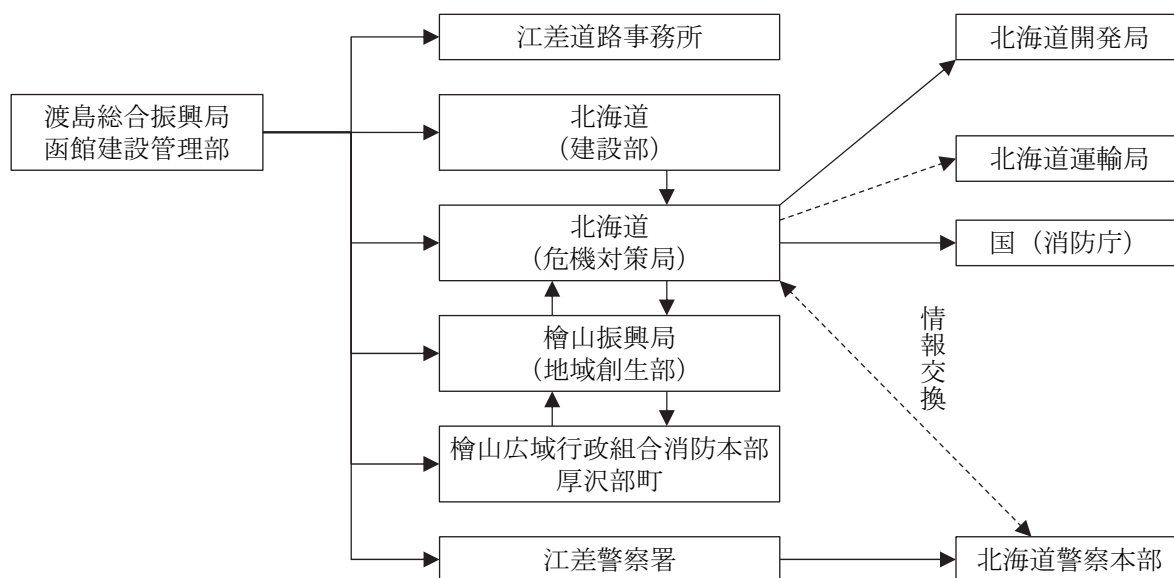
## 1 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

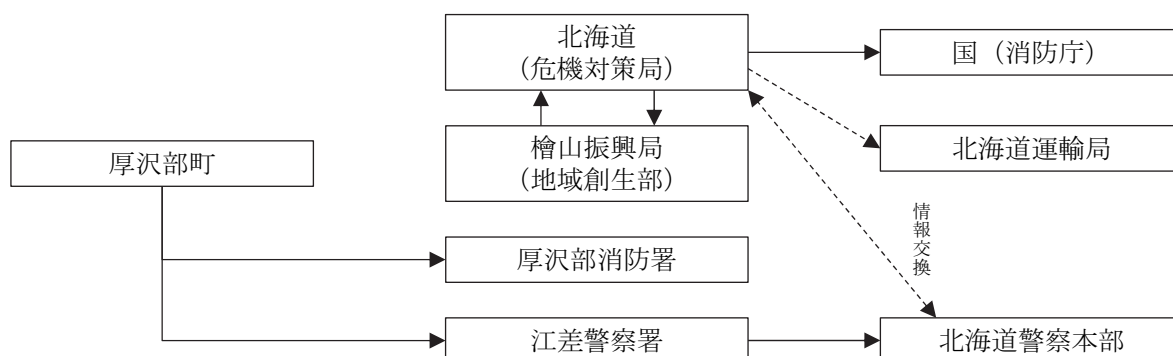
(1) 国の管理する道路の場合



(2) 道の管理する道路の場合



## (3) 厚沢部町の管理する道路の場合



## (4) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

## (1) 実施機関

道路管理者、町(消防機関)、北海道、北海道警察

## (2) 実施事項

## ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

広報の内容	1, 道路災害の状況 2, 家族等の安否情報 3, 医療機関等の情報 4, 関係機関等の災害応急対策に関する情報 5, その他必要な事項
-------	----------------------------------------------------------------------------------

## イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

広報の内容	1, 道路災害の状況 2, 被災者の安否情報 3, 医療機関等の情報 4, 関係機関等の災害応急対策に関する情報 5, 施設等の復旧状況 6, 避難の必要性等、地域に与える影響 7, その他必要な事項
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3 応急活動体制

町は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## 4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初動活動のほか、第4章第9節「救助救出計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第10節「医療救護計画」に定めにするもののほか道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

## 6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

### (1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

### (2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防

活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

## 7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

---

第4章第26節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところにより実施するものとする。

## 8 交通規制

---

道路災害時における交通規制については、第4章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

### (1) 北海道警察

---

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

### (2) 道路管理者

---

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

## 9 危険物流出対策

---

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第2節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

## 10 自衛隊派遣要請

---

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

## 11 広域応援

---

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 1 2 災害復旧

---

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するように努めるものとする。

## 第2節 危険物等災害対策計画

### 1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 2 危険物の定義

危険物	法	例
危険物	消防法 (昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの	石油(ガソリン・灯油・軽油・重油)など
火薬類	火薬類取締法 (昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
高圧ガス	高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの	液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法 (昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの	毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

### 3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

#### 1 危険物等災害予防

事業者	(1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。   (2) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。   (3) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。
北海道 消防機関	(1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。   (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。
北海道警察	必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

#### 2 火薬類災害予防

事業者	(1) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。   (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。
北海道産業 保安監督部	(1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。   (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

	(3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。   (4) 業者の予防対策について監督、指導する。
北海道	(1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。   (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。   (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
北海道警察	(1) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。   また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。   (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。   (3) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。
消防機関	火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

### 3 高圧ガス災害予防

事業者	(1) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。   (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。
北海道産業保安監督部	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。   (2) 事業者の予防対策について監督、指導する。

北海道	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。   (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。   (3) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
北海道警察	(1) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。   (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。
消防機関	火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

#### 4 毒物・劇物災害予防

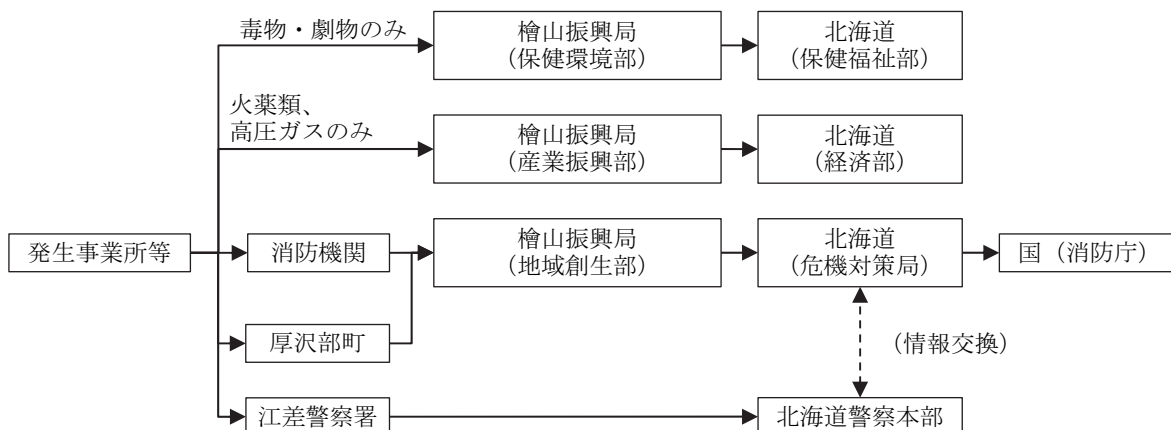
事業者	(1) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。   (2) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。
北海道	(1) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。   (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。
北海道警察	必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
消防機関	火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 4 災害応急対策

### 1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

#### (1) 情報通信連絡系統



#### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

#### (1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

## (2) 実施事項

### ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

広報の内容	1, 災害の状況 2, 被災者の安否情報 3, 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響 4, 医療機関等の情報 5, 関係機関の実施する応急対策の概要 6, その他必要な事項
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

広報の内容	1, 災害の状況 2, 被災者の安否情報 3, 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響 4, 医療機関等の情報 5, 関係機関の実施する応急対策の概要 6, 避難の必要性等、地域に与える影響 7, その他必要な事項
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3 応急活動体制

町は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## 4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

事業者	的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。
危険物等の取扱規制担当機関	危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

## 5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

事業者	消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。
消防機関	(1) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。   (2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

## 6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

## 7 救助救出及び医療救護活動等

---

町等各関係機関は、第4章第9節「救助救出計画」及び第4章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等各関係機関は、第4章第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

## 8 交通規制

---

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

## 9 自衛隊派遣要請

---

知事等法令で定める者は、第4章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

## 10 広域応援

---

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 第3節 大規模な火事災害対策計画

### 1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 2 災害予防

町及び消防本部は大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

#### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

#### 3 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

#### 4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

## 5 防火思想の普及

---

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

## 6 自主防災組織の育成強化

---

自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

## 7 消防水利の確保

---

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

## 8 消防体制の整備

---

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

## 9 防災訓練の実践

---

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 10 火災警報

---

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

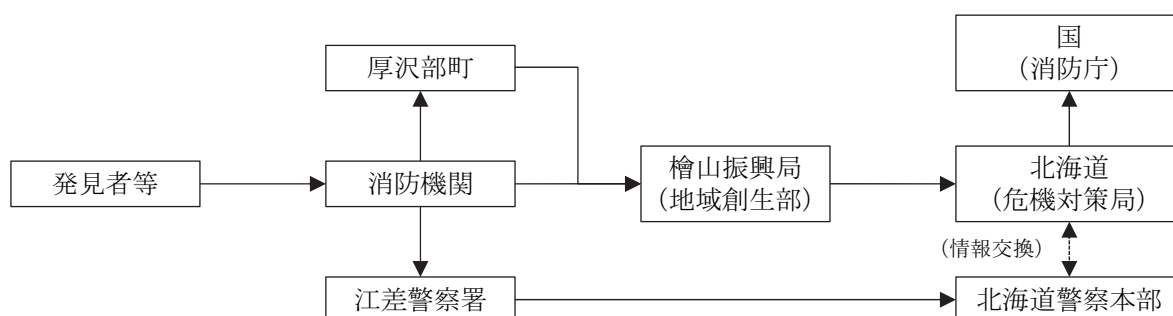
## 3 災害応急対策

### 1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

#### (1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

### 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

### （１）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

広報の内容	1, 災害の状況 2, 家族等の安否情報 3, 医療機関等の情報 4, 関係機関の実施する応急対策の概要 5, その他必要な事項
-------	------------------------------------------------------------------------------

### （２）地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

広報の内容	1, 災害の状況 2, 被災者の安否情報 3, 医療機関等の情報 4, 関係機関の実施する応急対策の概要 5, 避難の必要性等、地域に与える影響 6, その他必要な事項
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

### （３）応急活動体制

町は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### （４）消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

### （５）避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

---

#### (6) 救助救出及び医療救護活動等

---

町等各関係機関は、第4章第9節「救助救出計画」及び第4章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等各関係機関は、第4章第26節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

---

#### (7) 自衛隊派遣要請

---

知事等法令で定める者は、第4章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

---

#### (8) 広域応援

---

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

---

## 4 災害復旧

---

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

## 第4節 林野火災対策計画

### 1 基本方針

広範囲にわたり林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 2 予防対策

#### 1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、次により対策を講ずるものとする。

##### (1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- イ 入林の承認申請や届出等について指導する。
- ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### (2) 火入対策

林野火災危険期間（おおむね4月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ア 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けること。
- エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

##### (3) 消火資機材等の整備

- ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するためヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

#### (4) 森林所有者の責務

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

#### (5) 林内事業者の責務

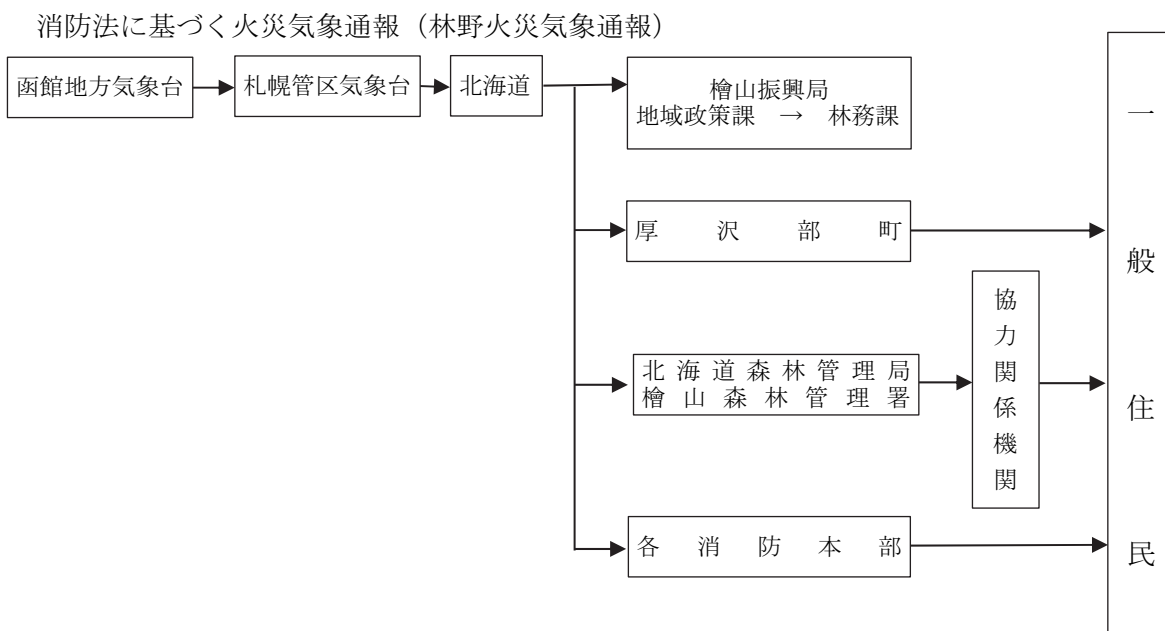
林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

## 2 火災気象通報

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

#### (1) 伝達系統



## (2) 通報基準

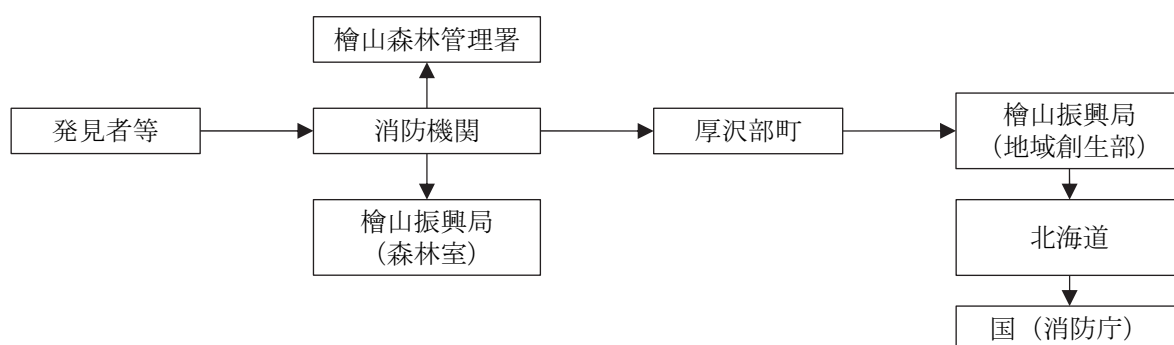
発表気象官署	一次細分区域名	二次細分区域名	通報基準
函館地方気象台	檜山地方	厚沢部町	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

## 3 応急対策

## 1 情報通信

## (1) 情報通信系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



## (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 当該市町村及び総合振興局又は振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

### (1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

広報の内容	1, 災害の状況 2, 家族等の安否情報 3, 医療機関等の情報 4, 関係機関の実施する応急対策の概要 5, その他必要な事項
-------	------------------------------------------------------------------------------

### (2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

広報の内容	1, 災害の状況 2, 被災者の安否情報 3, 医療機関等の情報 4, 関係機関の実施する応急対策の概要 5, 避難の必要性等、地域に与える影響 6, その他必要な事項
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

## 4 消防活動

---

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第4章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

## 5 避難措置

---

町や各関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

## 6 自衛隊派遣要請

---

知事等法令で定める者は、第4章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

## 7 広域応援

---

町、道及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第7節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 第5節 大規模停電災害対策計画

### 1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### 1 実施事項

##### (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり、災害予防措置を講ずるものとする。
- イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により、電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携して防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

##### (2) 北海道経済産業局

- ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

##### (3) 北海道産業保安監督部

- ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
- イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

##### (4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

### (5) 防災関係機関

---

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 住民に対し、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携し、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

### (6) 病院等の重要施設

---

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

## 3 災害応急対策

---

### 1 情報通信

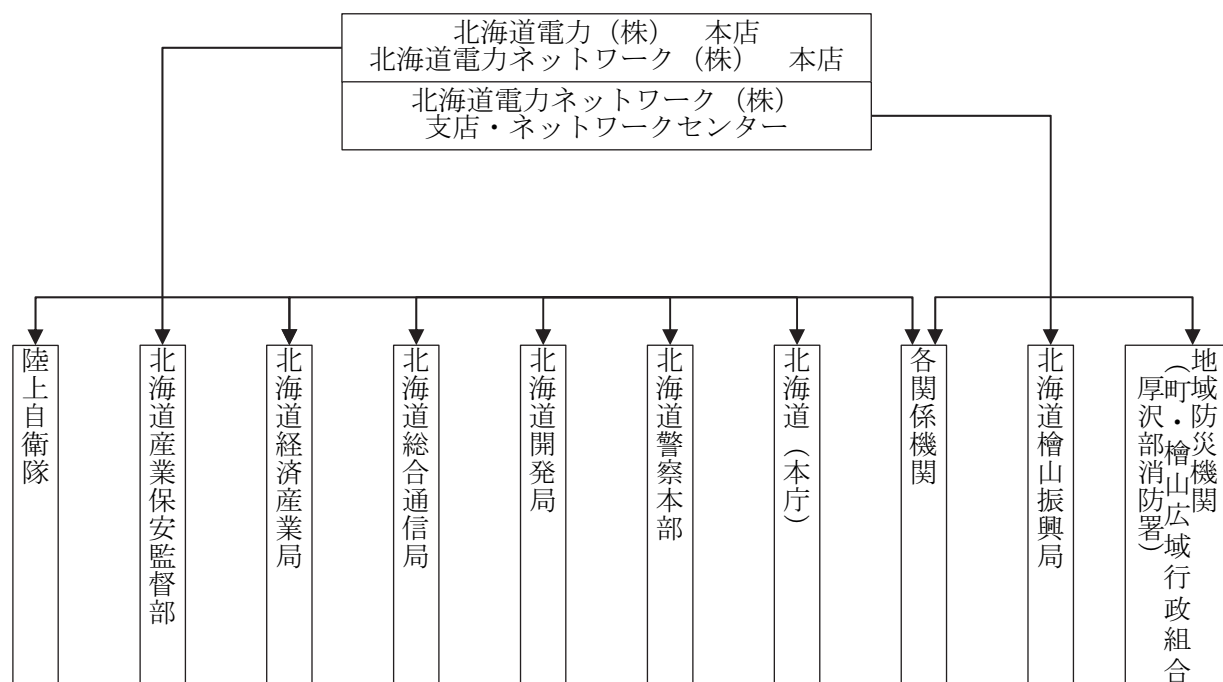
---

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次によって実施するものとする。

#### (1) 情報通信連絡系統

---

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



## (2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することによって混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次によって実施するものとする。

### (1) 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

### (2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

---

#### (1) 町

---

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 北海道

---

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ、北海道地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

#### (3) 防災関係機関

---

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

#### (4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

---

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり、災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

### 4 消防活動

---

大規模停電災害時における消防活動は、次によって実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

### 5 医療救護活動

---

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、実施する。

## 6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

### (1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

### (2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

## 7 避難所対策

大規模停電災害により、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第4章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

## 8 応急電力対策

### (1) 緊急的な電力供給

- ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。
- イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。
- ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

### (2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じ、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

## 9 給水対策

---

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じ、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対して応援を要請するものとする。

### 10 石油類燃料の供給対策

---

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

### 11 防犯対策

---

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

### 12 自衛隊派遣要請

---

知事等法令で定める者は、第4章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

### 13 広域応援

---

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## 第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

#### 1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

#### 2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
  - (1) 河川
  - (2) 砂防設備
  - (3) 林地荒廃防止施設
  - (4) 地すべり防止施設
  - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
  - (6) 道路
  - (7) 下水道
  - (8) 公園
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画

4. 上水道災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他災害復旧事業計画

### 3 災害復旧予算措置

---

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、資料7－1「事業別国庫負担額等」のとおりとする。

### 4 激甚災害に係わる財政援助措置

---

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

資料7－1 事業別国庫負担等一覧

資料7－2 応急金融の概要

## 第2節 被災者援護計画

### 1 罹災証明書の交付

#### 1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町内に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法によって実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じ、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

#### 2 消防機関

- (1) 町は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができる。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

## 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

### 1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、当該町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 住所又は居所
  - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
  - カ 援護の実施の状況
  - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮に該当する事由
  - ク 電話番号その他の連絡先
  - ケ 世帯の構成
  - コ 罹災証明書の交付の状況
  - サ 町が台帳情報を本町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
  - シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
  - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
  - セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地)

- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

### 3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援